



いちき串木野市第一次総合計画

基本計画

第1編 分野別振興方向

第1章 住民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

第1節 コミュニティー

1) 市民参画と協働の推進

現況と課題	基本的方向	主要施策
近年、地方自治体が厳しい財政状況に直面するとともに、急速に少子高齢化が進展している中で、多様化する市民からのニーズの全てに対応することが困難な状況になってきており、新しい地方自治の姿として、市民と行政が協力し共に支えあう「共生・協働のまちづくり」が求められています。	市民と行政が情報を共有し、良きパートナーとして連携し、市民一人ひとりが積極的に市政に参画する仕組みづくりを進めるとともに、地域の課題に対応する地域自治組織やボランティア等の団体を支援します。	(1) パブリックコメント制度の活用 (2) 各種委員会委員の公募 (3) 県が実施する「共生・協働推進かごしま自治体ネットワーク」との連携 (4) 地域自治組織やボランティア等の自主的・積極的な活動に対する支援及び情報提供 (5) 「共生・協働のまちづくり」における地域自治組織やボランティア等の役割等に関する市民へ情報提供

2) コミュニティー活動の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
都市化の進行や生活様式の多様化、社会・生活環境の変化に伴い、市民の連帯感は希薄になりつつあります。 そのため、近年、自治組織に加入しない世帯や協力の得られない世帯が増えつつあり、その対応策が求められています。 また、自治公民館加入者の少子・高齢化により、役員等の人材確保や自治活動の継続が難しくなっています。地方分権の進展により、自治体の自主的な活動範囲が広がる中で、市民の需要も多様化し、まちづくりの進め方も行政主導から行政と市民の適切な役割分担のもとで展開していくことが求められています。	(1) コミュニティー活動の推進 市民のコミュニティー意識・連帯感の醸成を図り、地域の活性化を図るため、コミュニティーリーダーの育成や魅力的なコミュニティー活動に関する情報提供を行います。 (2) コミュニティー施設の整備充実 コミュニティー活動の基礎単位となる公民館をはじめ、ボランティアグループ等各種団体の自主活動を助長するとともに、コミュニティー活動の拠点となるコミュニティーセンター、公民館等の施設の整備充実に努めます。	(1) コミュニティー活動の推進 ① コミュニティーリーダーの育成 ② コミュニティー活動に関する情報提供 ③ 各種コミュニティー団体の育成 ④ 地域づくり活動の支援 ⑤ 公民館活動の支援 ⑥ 自治公民館への加入促進 (2) コミュニティー施設の整備充実 ① コミュニティーセンターの整備・充実 ② 公民館施設整備の支援

そのため、地域を取り巻く様々な課題に対して、市民が積極的に取り組んでいくことのできる地域自治、住民自治の仕組みづくりを構築していくことが、これまで以上に重要となっています。		
--	--	--

3) 広報・広聴

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市では、これまで「広報紙」や「おしらせ版」、ホームページ、防災行政無線による広報活動や情報提供に努めてきました。 また、市政への理解と納得、参加と協力を得る対話行政の一環として、応募により市長が市民と直接面談し、生の声を聞く「こんにちは市長」を継続しています。このほか、公共施設等に「世論箱」を設置し、市民からの要望等を聴取しています。 市民に開かれた市政の推進にあたっては、市民一人ひとりの意見や提言をまちづくりに反映するために、積極的に参画できるような機会をつくる必要があります。そして、市民と行政がそれぞれの適切な役割分担のもとに力をあわせて、よりよい地域社会を形成していかなければなりません。 今後、情報提供への要望はますます高まることが予想されることから、行政の情報は行政と市民の双方が共有すべきであるとの認識に立って、市政運営に努めることが重要です。	(1) 広報機能の充実 市政広報については、「広報紙」、「おしらせ版」、ホームページ、防災行政無線などの広報媒体を活用して効果的な広報活動に努めます。 (2) 広聴機能の充実 市民と行政との相互理解と信頼関係を深めるため、パブリックコメント制度の活用により、行政運営や政策決定過程・成果等についての情報提供に努めるとともに、「世論箱」の設置、インターネットや市長との対話等によるより身近な広聴活動に努めます。 また、各地域に出かけて市政に関する説明・提言を受ける機会をつくり、市民と行政の双方向型の広聴活動に努めます。	(1) 広報機能の充実 ① 広報紙の充実 ② おしらせ版の充実 ③ 市ホームページの充実 ④ 防災行政無線の活用 (2) 広聴機能の充実 ① パブリックコメント制度の活用 ② 世論箱の活用 ③ 市長との対話機会の充実



4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現

現況と課題	基本的方向	主要施策
男女共同参画社会の形成に向けた取り組み等は、1975年の国際婦人年以降、女子差別撤廃条約の批准や4回の世界女性会議の開催など国際的な動きとも連動しつつ、国内行動計画により、さまざまな施策を推進するなど着実に進歩してきました。 このような中、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布、施行され男女共同参画社会の実現に向けた基本理念が定められ、国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされました。 しかしながら、それを社会に根づかせ、事実上の平等を達成するにはいまだ至っておらず、性別役割分担意識からくる男女間格差や政策・方針決定過程への男女共同参画の取り組みの遅れなど、さまざまな問題が残されています。 そのため、本市の男女共同参画プランの策定とともに、講演会、研修会、広報啓発などにより、市民に男女共同参画社会の形成に向けた更なる取り組みが必要となっています。	(1) 性別による役割分担意識を是正し、男女が個人として尊重され、その能力を十分に発揮できる社会づくりを進め、あらゆる分野での政策、方針決定過程への男女共同参画を促進します。 (2) 施策の推進にあたっては、市民の代表で立ち上げた男女共同参画推進懇話会からの提言を盛り込んだ「いちき串木野市男女共同参画プラン」を策定し、計画に基づき、さまざまな取り組みを進めます。	(1) 男女共同参画社会の形成に向けた講演会、研修会の開催及び広報・啓発の充実 (2) 「いちき串木野市男女共同参画プラン」策定



第2節 行財政

1) 効率的・効果的な行政運営

現況と課題	基本的方向	主要施策
地方分権の進展や少子・高齢化、情報化等の社会経済情勢の変化に伴い、ますます複雑・多様化する行政需要に対応するためには、柔軟かつ弾力的に対応できる組織を構築し、自主的・自立的なまちづくりを進める必要があります。とりわけ、新しく誕生した本市においては、市民の需要を踏まえた質の高い行政サービスを効率的に提供できる行政運営が求められています。 また、地方公共団体は、地方分権の進展による行政の守備範囲の拡大と職務内容の高度化等に加え、行政改革が急務となっています。 このような情勢の中で、真の地方自治の確立と市民福祉の一層の向上をめざして、職員一人ひとりが強い自覚を持って行政改革推進計画の着実な実施に取り組み、効率的・効果的な行政運営の確立に努める必要があります。	市政の発展と市民福祉の向上のため、行政改革の推進にあたって最大限の努力をするとともに、取り組み状況等を公表するなど、より公平で開かれた市政運営を推進し、市民の理解と協力のもと、効率的・効果的な行政運営の確立に努めます。	(1) 定員適正化計画の策定及び推進 (2) 簡素で効率的な組織機構の見直し (3) 社会経済情勢に適合した事務事業の見直し (4) 職員研修や人事管理を含めた人材育成基本方針の策定及び推進

2) 健全な財政の運営

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市財政は、市税等の自主財源が少なく、補助金や地方交付税に依存した財政運営となっているため、国の三位一体改革の影響によって財政運営は極めて厳しい状況にあります。 歳出は、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費が多く、弾力性の乏しい財政構造となっているのに加え、地方分権の進展に伴う処理業務の拡大、少子・高齢化の影響、さらには市民の行政サービスに対する需要の複雑多様化に対応するための経費増など、行政コストも増加傾向にあります。	厳しい財政状況に適切に対応していくため、総合的かつ長期的な視点を持って、より一層健全で効率的な財政運営を進めるとともに、自立性を高める安定した財政基盤の確立を図るなど、持続可能な財政構造への転換を図っていきます。	(1) 中長期的展望に立った計画的な財政運営の推進 ① バランスシート等の導入 ② 計画的な起債と適正な選択 (2) コストの縮減・合理化 ① 職員のコスト意識の向上 ② 入札制度の透明化・適正化 ③ 補助金等の見直し (3) 自主財源の確保 ① 市税等の収納率の向上 ② 市有財産の有効活用 ③ 使用料・手数料の適正化

今後も、地方交付税をはじめとする国の財政対策が不透明であり、また不足分を補うだけの市税等の収入増も見込めないことから、厳しい財政状況が続くものと予想されます。 このような状況に適切に対応するためには、健全で効率的な財政運営を進め、長期にわたって安定した財政基盤を確立していくことが課題となります。	公営企業の運営等も含めて、業務運営の合理化、効率化等により歳出の削減を図るとともに、国等への地方財源についての要請を行いながら、自主財源確保策の強化に努めます。	(4) 公営企業等の健全経営 ① 公営企業、開発公社、一部事務組合等の健全経営
--	---	---

3) 広域行政の推進

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は、鹿児島広域市町村圏協議会（昭和47年10月設立 鹿児島市・日置市・いちき串木野市・加治木町・姶良町・蒲生町・三島村・十島村の3市3町2村：平成18年4月1日現在）が策定した鹿児島広域市町村圏計画に基づき、総合的な振興整備を推進してきました。 今後も引き続き、鹿児島広域市町村圏計画に基づき、豊かな自然環境を保全しつつ活用し、個性ある地域を形成するとともに、高次都市機能が集積した鹿児島市を核とした圏域の市町村が有機的な連携や相乗機能の向上を図り、圏域の将来像である「人・まち・自然が共生し、交流と連携で躍動する南九州の拠点圏域」づくりを目指し、圏域の一体的な振興発展を図る施策を推進していく必要があります。	高速交通体系の進展や高度情報化の急速な発達などによる日常生活圏の広域化や、行政需要の高度化・多様化に対応するため、圏域内の市町村と連携を図りながら、地域の振興に取り組みます。 また、高次都市機能が集積した鹿児島市を核として、本市の個性を生かしながら、圏域における役割と機能を分担し、豊かで活力のある広域的な地域社会の形成に努めます。	(1) 広域行政の積極的な推進 ① 広域的な行政課題に係る調査研究の推進 ② 鹿児島広域市町村圏計画に基づく事業の計画的かつ効率的な推進 ③ 交通・通信等広域的な連携体制の充実 (2) 国・県・周辺市等との連携強化 ① 広域的事業の円滑な推進を図るため、国・県・周辺市等との連携強化と協力の要請

第2章 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

第1節 生活環境

1) 環境の保全

現況と課題	基本的方向	主要施策
今日の環境問題は、地球規模的な課題として人類全体で取り組まなければならないものとなってきましたが、個別的にはその認識はまだまだ薄いものと言わざるを得ない状況にあります。 本市は海、森林、河川等の自然環境に恵まれており、これらの自然環境は本市の市民生活や産業等に大きく貢献してきており、今後のまちづくりを進めるうえで、生活環境や産業振興などの様々な場面での環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。 そのため、環境と共生するライフスタイルづくりをめざすとともに、合併処理浄化槽の設置促進や下水道の普及拡大、廃棄物処理システムの活用など自然環境保全に向けた取組みを強化する必要があります。 また、「いちき串木野市環境基本条例」及び「いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例」が制定されたことから、市・事業者及び市民が一体となって環境の保全に努めることが必要となっています。	市民が安心できる健やかな環境を確保し、自然環境の保全を図っていくために、環境保全に対する施策を充実します。 (1) 環境基本計画の策定 (2) 環境保全に関する市民の意識啓発 環境保全を推進するにあたっては、市民の理解と協力が不可欠の要素であるため、環境に対する市民の意識啓発を図ります。 (3) 環境保全に関する指導及び監視の強化充実 公害の未然防止及び環境保全対策として、広報・啓発・指導・監視の強化充実を図ります。 (4) 河川等公共用水域の水質の保全対策 河川の水質浄化対策として、公共下水道事業の推進、合併処理浄化槽整備の促進及び事業所排水に対する污水处理に関する指導の強化を図ります。	(1) 環境基本計画の策定 (2) 環境保全に関する市民の意識啓発 ① 環境を学べる学習拠点の整備と市民の自然環境への意識啓発 (3) 環境保全に関する指導及び監視の強化充実 ① 小中学生を対象とした環境意識の醸成 ② ボランティア団体の育成 ③ ウミガメ保護監視活動の強化 (4) 河川等公共用水域の水質の保全対策 ① 公共下水道の整備推進 ② 合併処理浄化槽の整備促進 ③ 公害対策事業の推進 ④ 河川・工場排水等の水質検査の充実

2) ごみ処理の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
市民のライフスタイルや消費意識の変化に伴い、各家庭より出される廃棄物は多様化し、年々増加してきており、これらの処理処分が大きな社会問題となっています。	(1) 市民への資源ごみ分別収集の啓発など、ごみの減量化及び再資源化の促進に積極的に取り組みます。	(1) ごみ減量及び再資源化の促進 ① 指定ごみ袋制度の推進 ② 資源ごみ分別収集の推進 ③ 廃品回収活動の促進 ④ マイバッグ運動の推進

今後は、環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、国が進める「世界に発信するわが国の循環型社会づくりへの改革」をテーマに、「我が国と世界をつなげる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の環」運動の推進、すなわち廃棄物の発生の減量化・再利用・リサイクルの推進、及び求められている環境を考慮した「グリーン購入^(注1)」を今後も積極的に推進していくことが重要です。 さらに、廃棄物処理やリサイクルでは、熱回収（サーマルリサイクル）、廃棄物の適正処理といった部分にも踏み込んでおり、環境に配慮した新エネルギーの導入に関しても、今後検討する必要があります。 また、これまで指定ごみ袋制度を導入し、市民に廃棄物の分別収集の徹底を図り、資源ごみの回収に努めてきていますが、一般廃棄物最終処分場の残余容量が限られていることから、緊急に新たな最終処分場の適地確保についての検討が必要です。	(2) 最終処分場の延命化に努め、新たな最終処分場の適地確保について検討します。 (3) 産業廃棄物の処理については、企業責任において処理するマニフェスト制度を推進します。	⑤ 電気式生ごみ処理機購入設置費補助金制度の推進 ⑥ ごみの不法投棄監視制度の充実 ⑦ ごみ処理施設の周辺環境整備と保全 (2) 最終処分場の建設 ① ごみ処理基本計画の策定 ② 最終処分場の適地確保 (3) マニフェスト制度の推進
--	--	---

【本市のごみ処理量の推移】

年 度		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
区 分							
全 市 総 排 出 量	(トン)	10,182	10,313	10,284	9,724	10,005	10,869
(処理内訳)	市 収 集 量	(トン)	7,066	7,212	7,118	6,736	7,404
	その他処理	(トン)	3,116	3,101	3,166	2,988	3,465
1 日 当 たり 排 出 量	(トン)	28	28	28	27	27	30
1 人 1 日 当 たり 排 出 量	(グラム)	1,029	1,033	1,040	12,016	1,026	1,158

(注1) グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負担ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

3) 水道の安定供給

3)－1 上水道

現況と課題	基本的方向	主要施策
上水道は、水源として五反田川伏流水及び伊倉ヶ迫を中心とする地下水により、計画給水量の18,500m³/日を確保し、さらに、第5次拡張変更事業により野下口の新たな水源を確保しています。 また、整備においては大藪系統の施設と山之神浄水場の老朽化した機械室の整備を進めるとともに、八房地区への送配水管の整備を進めています。 第5次拡張事業により、未普及地区及び高台地区の普及は図られているものの、建設当時の古い施設がすでに耐用年数を経過しているため、今後、早急に整備を行う必要があります。 また、水質については、主水源である伊倉ヶ迫系地下水の塩水化対策と五反田川伏流水の渇水期における取水量の確保を図りながら水質の向上に努める必要があります。 なお、水源開発については市来地域の地下水を活用し、本市の安定した水源を確保する必要があります。 また、本市の水道料金の統一化について、簡易水道を含め検討していく必要があります。 さらに、水道事業者として事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描きその実現のための方策等を示すものとして、「地域水道ビジョン」を策定する必要があります。	市内全域にわたる公共水道を基本とし、地域に対応した給水を進めます。 また、人口増加や都市化及び産業活動の進展に伴う水需要の増大に対処するため、新たな水源開発、上水道区域の見直しを図るとともに、市民の節水意識の高揚を図ります。 あわせて、水資源の開発調査を実施するとともに、水道施設の整備拡充、老朽配水管の改良、おいしい水の供給など、長期的な展望に立った安定給水に努めます。 (1) 上水道事業の経営安定 上水道の新設・改良・維持管理等には、多額の資金が必要となることから、事業の推進にあたっては、経営の合理化を更に進めるとともに、料金の適正化を図りながら国の助成、起債条件の改善などについても強く要請します。 (2) 本市の水道の現状と将来見通しを分析・評価し、今後の水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策を示す「地域水道ビジョン」を策定します。 (3) 上水道施設の整備 ① 浄水場施設の整備 安定した水を供給するために、老朽化した施設の整備を実施します。 ② 水質の向上と水資源の確保 取水上流域での合併浄化槽の事業推進を図り、水質の向上に努めます。	(1) 上水道事業の経営安定 ①水道事業経営の合理化の推進 (2) 地域水道ビジョンの策定 (3) 上水道施設の整備 (ア) 上水道第5次拡張変更事業（平成13年度～平成19年度）の推進 ① 山之神浄水場基幹施設の改良 ② 大藪配水池の増設 ③ 八房地区配水管の布設 (イ) 上水道第6次拡張事業（平成20年度～平成25年度）の計画

	また、市来地域の豊富な地下水を活用し、安定した水源の確保を行います。 (4) 水道料金の統一 串木野地域と市来地域の水道料金の統一を図ります。	策定 ① 上水道区域の見直し ② 水源の開発 ③ 送水管の布設 ④ 配水池の新設 (4) 水道料金の統一
--	---	---

【上水道の概要】

第5次拡張変更計画	
計画期間	平成13年度～平成19年度
計画給水人口	30,000人
計画給水量	18,500㎥/日
水 源	
五反田川伏流水	3,600㎥/日
伊ヶ倉迫等の地下水	14,900㎥/日
平成17年度実績	
給水人口	20,916人
日最大給水量	11,782㎥/日
区域内の普及率	99.55%



3)－2 簡易水道

現況と課題	基本的方向	主要施策
串木野地域においては、羽島・生冠・荒川地区の簡易水道と深田地区小規模簡易水道が、また市来地域においては、中央・大里地区の簡易水道があり安定した水を供給しています。 羽島・生冠・荒川地区の簡易水道は、ほとんどが新しい施設であることから、引き続き適切な維持管理に努め、計画的に施設の更新を図っていますが、中央・大里地区の簡易水道については、施設の老朽化は否めないところであり、年次的な施設の改良が必要となっています。 また、生活様式等の変化により使用水量が年々増加傾向にあるため、水源の確保や水質管理の徹底を図るとともに、深田地区小規模簡易水道を含めて、上水道区域との統合を検討する必要があります。	施設が新しい地区については、適切な維持管理に努め、計画的に施設の更新を図るとともに、施設の老朽化が進んでいる地区については、年次的な施設の改良を図ります。 また、財政面を考慮しながら上水道区域との統合を図り、低廉で安定したおいしい水の供給・維持管理に努めるとともに、中央・大里地区簡易水道については、集中監視システムの早期構築を図ります。	(1) 適切な維持管理と施設の更新 (2) 上水道区域との統合の検討 (3) 中央・大里地区簡易水道の集中監視システムの構築 (4) 集落水道等の小規模簡易水道及び公的水道への移行を検討

【簡易水道の概要】

(平成17年度末現在)

羽島地区簡易水道		生冠地区簡易水道	
給水開始年度	昭和30年度	給水開始年度	平成6年度
給水人口	2,303人	給水人口	1,997人
日最大給水量	1,050m ³ /日	日最大給水量	621m ³ /日
普及率	99.91%	普及率	98.76%
荒川地区簡易水道		中央地区簡易水道	
給水開始年度	平成8年度	給水開始年度	昭和40年度
給水人口	411人	給水人口	4,966人
日最大給水量	115m ³ /日	日最大給水量	2,364m ³ /日
普及率	100%	普及率	99.70%
深田地区小規模簡易水道		大里地区簡易水道	
給水開始年度	昭和63年度	給水開始年度	昭和53年度
給水人口	60人	給水人口	1,774人
日最大給水量	18m ³ /日	日最大給水量	588m ³ /日
普及率	100%	普及率	99.55%

4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

4)－1 下水道・生活排水

現況と課題	基本的方向	主要施策
住民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全の観点から、串木野地域の市街地を中心に公共下水道の整備を進め、また、市来地域の戸崎・崎野公民館においては漁業集落排水施設を整備してきています。さらに、その他の地区においても合併処理浄化槽の設置が進み、公衆衛生の向上のみならず公共用水域の水質改善が進んできています。 これらを合わせた汚水処理人口は平成17年度末現在で18,855人となり、全人口32,670人に対する汚水処理人口普及率は57.7%となっています。 今後、より一層の公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図るためには、下水道区域内の水洗化率の向上と、単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えの促進を図る必要があります。	河川や海の生態系にも配慮しながら、公共用水域の水質保全に努め、住民の快適な生活環境の確保を図るため、地域性、経済性を勘案し、効率的かつ適正な整備手法の選定を図ります。 (1) 公共下水道事業の認可区域（面積340ha）については、平成21年度を目標年度として整備を進めます。また、公共下水道整備済区域の水洗化を促進するとともに、流入汚水量にあわせた終末処理場（串木野クリーンセンター）の施設の増設を行います。 (2) 戸崎漁業集落排水事業実施地域については、管理組合と連携し、水洗化率の向上を図ります。 (3) その他の地区については、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、集合型処理施設整備の可能性についても検討します。	 (1) 公共下水道事業 ① 生活排水処理基本計画の策定 ② 公共下水道区域の水洗化率の向上 ③ 終末処理場の施設の増設 全体計画処理能力 19,300m³ 事業認可処理能力 7,400m³ (2) 戸崎漁業集落排水事業地域の水洗化率の向上 (3) 合併処理浄化槽設置整備の促進 (4) その他集合型処理施設整備の検討

【1. 公共下水道の概要】

事業認可		昭和61年1月28日	摘 要
供用開始		平成5年3月31日	
全体計画面積		838ha	
許可面積		340ha	平成16年2月認可変更（平成21年度まで）
処理区域人口		13,000人	
排水方式		分流式	
整備状況	整備面積	297.28ha	
	整備率	87.4%	
	区域内処理人口	11,106人	
	普及率	34.0%	区域内処理人口 / 全人口
	水洗化人口	9,322人	
	水洗化率	83.9%	水洗化人口 / 区域内処理人口

（整備状況は、平成17年度末現在）

【 2. 戸崎漁業集落排水の概要 】

事業認可	平成6年度	摘 要
供用開始	平成16年4月	
区域内戸数	130戸	
区域内処理人口	374人	
整備状況	整備戸数	108戸
	整備率	83.1%
	水洗化人口	269人
	水洗化率	71.9%
		整備戸数 / 区域内戸数
		水洗化人口 / 区域内処理人口

(整備状況は、平成17年度末現在)

【 3. 合併処理浄化槽の整備概要 】

住宅用合併浄化槽設置済人口	7,375人	摘 要
普及率	22.6%	住宅用合併浄化槽設置済人口 / 全人口

(整備状況は、平成17年度末現在)

4)－2 し尿処理の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
し尿処理施設は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営されています。 老朽化していた施設を、平成10年度に処理能力58キロリットル／日の新しい施設に更新し、平成11年4月1日からし尿及び浄化槽清掃汚泥の効率的、安全、安定した処理がなされています。 今後も、し尿処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設周辺地域の環境条件との調和を図ることが重要です。	し尿処理施設の処理効果の安全性等、適正な維持管理に努め、し尿等の収集について、市民サービスの向上を図ります。	(1) し尿処理施設の適正な維持管理 (2) し尿等の収集サービスの向上 (3) 周辺環境の整備の推進



5) 住環境の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は、美しい景観と海の幸の恵みをもたらす東シナ海、霊峰冠岳をはじめとする山々等、豊かな自然環境を有しています。古くは日本有数の金山として栄え、県内でも有数の規模を誇る西薩中核工業団地への企業誘致も進み、工業団地に隣接する串木野新港や、串木野漁港外港等の産業基盤の整備もされ、南九州西回り自動車道の串木野インターチェンジと市来インターチェンジが開通しています。 さらにウッドタウン団地、小城団地等の住宅団地と総合運動公園も整備されています。 今後は、これらの恵まれた資源・施設を生かし、民間活力を積極的に導入しながら、他にはない個性豊かで魅力的な住環境の整備が求められております。	自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図りながら、民間活力の積極的な導入による宅地等の開発を進めます。あわせて、公園・緑地については、防災面を考慮しつつ、水や緑などの資源を活用しながら、市民の憩いの場となるように整備を進めます。	(1) 計画的な土地利用の推進 ① 土地利用計画の策定 (2) 定住促進対策の充実 ① 定住促進補助制度の拡充 (3) 公営住宅の整備推進 (4) 公園・緑地の整備 (5) がけ地近接等危険住宅移転の促進 (6) 住居表示等の検討 ① わかりやすい住居表示等の検討

6) 火葬場・墓地の適正な管理

現況と課題	基本的方向	主要施策
火葬場は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営されています。 墓地には、市有墓地2箇所と、地域住民が自ら管理する共同墓地並びに宗教法人等が経営する墓地があります。 市有墓地は、墓参者の利便性を図るため、これまでも施設改良を行ってきましたが、今後の墓地の需要に対しても対応できるよう、整備を進める必要があります。 また、市内に点在する共同墓地に対しては、環境整備や災害復旧工事等に対する助成等を行っており、今後も充実していく必要があります。	(1) 火葬場については、引き続き適切な管理運営に努めます。 (2) 墓地需要への対応及び墓参者の利便を図るため、市有墓地の施設の改善や環境整備に努めます。 (3) 共同墓地の環境整備の促進に努めます。	(1) 火葬場の適正な管理運営 (2) 墓地の環境整備の推進 ① 市有墓地の歩道、水道、街灯、駐車場等施設整備の推進 (3) 共同墓地の環境整備の促進及び支援の充実

7) 消防・防災の充実

7)－1 消防

現況と課題	基本的方向	主要施策
市民が、安心・安全な日常生活を営むためには、万一の災害発生に備え、消防力を高める必要があります。 本市における常備消防は、本部1署、1分遣所、職員48名体制で組織し、ポンプ車、はしご車、化学車、高規格救急車等を配備しています。 また消防団は、13分団、定数299名で組織され、各分団にポンプ車、小型ポンプ等を配備して災害に強いまちづくりの推進に寄与しています。 今後は、近年の高齢化社会における救急需要への対応、大型店舗、地下石油備蓄基地等危険物施設における大規模災害及び地震、風水害等の自然災害、さらにNBC災害^(注1)、武力攻撃に係る避難誘導など、これらの多種多様な災害に対応するため、職員の養成とともに消防設備・施設の充実強化が必要となっています。 また、電波法の改正に伴い消防・救急無線のデジタル化への移行及び広域・協同化と併せて広域消防への対応も必要となっています。 さらに、地域防災の中核である消防団員は、少子・高齢化や非雇用者団員の増加等で減少し、団員の確保が難しい状況であることから、地域市民が消防団に参加しやすい活動環境づくりを検討するなど、消防団員の確保が課題となっています。	火災等災害から市民の生命・財産を守り、市民に安心・安全を与えるため防火思想の啓発に努め、地下石油備蓄基地等の危険物施設や防火対象物における自衛消防体制の充実を図るとともに、多様化する各種災害に対応するため、消防設備・施設の整備を行い、総合的な消防力の充実強化を図ります。 (1) 予防行政の充実 旅館、ホテル、物品販売店舗等不特定多数の人を収容する防火対象物に係る定期点検報告制度等を活用し、消防用設備等の維持管理及び防火管理体制の強化を図ります。 また、住宅防火診断の実施、住宅用火災警報器や防災製品の普及など、総合的な住宅防火対策の推進を図ります。 (2) 危険物行政の充実 地下石油備蓄基地は、消防職員による特定防災施設、防災資機材及び地下水位観測孔等の防災点検を実施するとともに、鹿児島県石油コンビナート等防災計画に基づき、防災訓練を定期的に実施します。 また、他の危険物施設については、定期点検の促進及び立入検査の強化により安全対策の徹底を図ります。 (3) 救急業務の充実 高齢化社会における救急需要への対応や心肺停止患者に対する気管挿管や薬剤投与等の高度な救命処置が求められていることに鑑み、救急救命士を養成するとともに高	(1) 予防行政の充実 ① 消防用設備の維持管理の強化 ② 防火体制の強化 ③ 住宅防火診断の実施 ④ 住宅用火災警報器等の普及促進 (2) 危険物行政の充実 ① 地下石油備蓄基地の防災点検の実施 ② 防災訓練の実施 ③ 危険物施設の定期点検の促進と立入検査の強化 (3) 救急業務の充実 ① 救命救急士の養成 ② 高度救命処置用資機材の整備 ③ 応急手当等の啓発活動の実施

(注1) NBC災害…「核」「生物」「化学」災害の略称

	規格救急車及び高度救命処置用資機材を整備します。さらに市民に対する応急手当の啓発活動を推進します。	
	(4) 消防設備・施設の整備 電波法の改正に伴い、消防・救急無線のデジタル化への移行及び広域・協同化を検討し、関係の設備等を整備します。また、消防車両・水利等は、年次計画に基づき整備します。	(4) 消防設備・施設の整備 ① 消防・救急無線のデジタル化 ② 消防資機材等の計画的な整備
	(5) 消防職・団員の教育訓練の充実 消防職・団員として必要な知識と技能を修得させるとともに、災害の複雑多様化に即応した防災活動を展開できるよう基礎的及び専門的な教育訓練の充実を図ります。	(5) 消防職・団員の教育訓練の充実
	(6) 消防団員の確保 少子・高齢化や非雇用者団員の増加等で減少している団員の確保については、地域住民が消防団に参加しやすい活動環境づくりを検討するとともに、地区公民館や消防後援会、事業所等の協力を得て、団員の確保を図ります。	(6) 消防団員の確保

7)－2 防 災

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は、自然条件からみて水害、土砂災害、高潮、地震、津波等の災害が発生しやすい状況にあります。これらの災害防止と市民の安全を守ることは行政の基本的な責務であり、きめ細かで効果の高い防災対策を総合的に推進するための体制づくりと基盤整備が極めて重要な課題となっています。 災害はいつ起こるか分からないことから「自らの生命・財産は自ら守る」という防災の原点に立ち、自主防災組織の確立と、市民が安全で安心	災害から市民の生命・財産を守り、安全で快適な市民生活の確保を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、いちき串木野市地域防災計画の充実に努めます。 また、災害危険箇所等の年次的な整備、災害時の的確・迅速な防災情報伝達システムの整備を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図り、総合的な防災体制の確立を図ります。	

して生活できる地域防災体制の確立が必要です。 また、河川改修、急傾斜地対策、海岸保全事業などを行ってきているものの、まだ災害発生の恐れがある危険箇所や河川等も多く、これらの危険箇所や河川等の安全対策・整備充実をさらに進めるとともに、防災行政無線施設の有効活用及び震度情報ネットワークの整備充実を図り、災害情報伝達システムを整備する必要があります。 さらに、本市は原子力発電所周辺地域であり、また国家石油地下備蓄基地は石油コンビナート等特別防災区域としても指定されています。 このようなことから、災害から市民の生命・財産を守り、安全で快適な市民生活の確保を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、総合的な防災体制を確立する必要があります。	(1) 防災意識の啓発 水害、土砂災害、地震等の様々な災害時に安全で的確な避難行動ができるよう防災マップ等を作成・配布し、危険箇所、災害発生予想箇所、浸水想定区域、避難所・避難経路の周知を図るとともに、広報等による啓発活動を推進し、防災意識の高揚に努めます。 (2) 自主防災組織の育成 市民の防災意識の高揚と知識の普及を図るため、広報活動の充実強化、自主防災組織の育成に努め、災害の未然防止など地域ぐるみの防災活動を促進します。 (3) 防災基盤の整備 がけ崩れ、土石流等の災害危険箇所の的確な把握に努め、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業等各種防災対策事業を導入して危険箇所の解消に努めます。 海岸線の高潮対策については、海岸保全事業、海岸局部改良事業、港湾改修事業等により消波工、防波堤、離岸堤等の防災対策工事の促進を図ります。 (4) 危険住宅の対策 低地帯の浸水防止対策として、都市下水路の整備を進めるとともに、常時浸水危険住宅移転等事業費補助制度の活用を図ります。 がけ地付近の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度等の活用により移転を促進します。 (5) 情報通信体制の整備 雨量観測システム、防災行政無線システムの有効活用を図るため、全地域の統合化と併せて、電波法改正に伴うデジタル化を促進し、テレビ、ラジオ、インターネットな	(1) 防災意識の啓発 ① 防災マップの作成 (2) 自主防災組織の育成 ① 自主防災組織の育成 ② 広報活動の充実強化 (3) 防災基盤の整備 ① 急傾斜地の保全事業 ② 土石流危険箇所の保全 ③ 山地治山事業の推進 ④ 河川の整備 ⑤ 海岸線の保全 (4) 危険住宅の対策 ① 常時浸水危険住宅の移転等事業の促進 ② がけ地近接等危険住宅の移転促進 (5) 情報通信体制の整備 ① 防災行政無線の整備充実 ② 震度情報ネットワークシステムの整備充実
--	--	---

	どを活用した正確で迅速な防災情報の収集・伝達に努めます。 また、震度情報ネットワークシステムの整備を充実し、地震発生時の初動体制等応急体制の確立を図ります。 (6) 原子力防災対策の充実 川内原子力発電所の運転状況、環境放射線調査結果、温排水出影響調査結果に関する情報を広く市民に提供するとともに、異常事象が生じた場合には、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の多様な情報媒体を活用して正確で迅速な情報提供を行います。また、原子力防災計画に基づき、国・県・市一体となった防災訓練を実施します。 (7) 国民保護計画の策定 平成17年度に鹿児島県が策定した「鹿児島県国民保護計画」との整合を図りながら、外国から武力攻撃を受けるような有事に備え市民の避難・救助方法等について規定する「いちき串木野市国民保護計画」を推進します。 また、国民保護計画が対象とする事態に対し、平素から備えや予防に努めます。	(6) 原子力防災対策の充実 ① 異常事象対策の充実 ② 国・県と一体となった原子力防災訓練の実施 ③ 原子力関係機関への安全管理及び安全運転についての要請 (7) 国民保護計画の対処 ① 国民保護計画の推進 ② 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する整備 ③ 物資及び資材の備蓄、整備 ④ 国民保護に関する啓発
--	--	---

8) 交通安全の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
近年の自動車保有台数及び運転人口の増加に伴い、交通の過密・混雑が一層進行するなど、道路を取り巻く状況は厳しくなっています。 平成17年中の本市における交通事故発生件数は247件で、平成13年の263件に比べ16件の減少となっていますが、死者数は増加しています。また、高齢者の事故が増える傾向にあります。 本市では交通安全市民運動推進	(1) 交通安全施設の整備 交通安全施設については、公安委員会、警察署、国道工事事務所、県土木事務所等関係機関と協力しながら施設の整備促進に努めます。	(1) 交通安全施設の整備 ① 通学路の整備 ② 歩道の設置改良(バリアフリー化を含む) ③ 視距改良(見通しを良くする) ④ 照明灯の設置 ⑤ 踏切道の改良 ⑥ 信号機・交通標識の整備

協議会を中心に、市民総ぐるみの交通安全運動を推進しながら、交通安全意識の高揚に努め、道路環境の整備、歩道の設置、スクールゾーンの設定その他交通安全施設の充実に努めています。 今後も、安全で快適な生活環境を守るため、交通安全施設の整備や効果的な交通規制等を実施し、運転者・歩行者等それぞれの円滑な通行が保障される総合安全対策を推進する必要があります。 	(2) 交通安全市民運動の推進と交通規制の拡充 市民と行政機関とが一体となった交通安全市民運動推進協議会や交通安全協会等の諸団体を推進母体とし交通安全母の会等の協力を得て、交通安全指導の充実、広報活動による交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めます。 また、交通規制については、道路交通環境にあった規制の実施を基本に、市街地における車両のスピード制限、駐車禁止などの交通規制の強化、シートベルト、チャイルドシート着用の徹底を図り、運転者・歩行者とも交通ルールの遵守をすすめ、安全な道路環境の整備に努めます。 (3) 高齢者・障害者等への対応 歩道の整備など各種交通安全施設整備の際には高齢者・障害者等に配慮した施設の整備を行うほか、高齢者・障害者等に配慮した参加体験型の交通安全教育を行います。	(2) 交通安全市民運動の推進と交通規制の拡充 ① 関係団体と一体となった交通安全についての啓発・事故防止の広報及び街頭指導 ② 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育 ③ 高齢者及び一般市民への交通安全教育 ④ 交通安全教室の開設、広報活動、街頭指導 ⑤ 交通規制の拡充 ⑥ 交通事故防止の啓発 (3) 高齢者・障害者等への対応 ① ユニバーサルデザインによる歩道等の整備 ② 参加型交通安全教育の実施
---	--	---

9) 防犯対策の強化

現況と課題	基本的方向	主要施策
市民が安全で安心して暮らせるためには、市民が互いに信頼でき、犯罪のない明るい地域社会を築いていくことが必要です。しかしながら、全国的な傾向として凶悪犯罪や青少年による衝撃的な事件が増加しています。 安全で安心できる市民生活を確保するためには、市民相互の連帯感を高め、地域ぐるみで防犯活動を推進するとともに市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を高めていくことが必要です。 また、本市においては、平成18年3月に個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び所有者等の責務を明らかにする	○ 安全で安心できるまちづくり 防犯に対する意識の高揚を図るため、広報活動の充実や各地区の防犯団体等の育成強化に努めるとともに、防犯灯等の整備充実を促進します。 また、関係機関と連携協力を深め、明るいまちづくりを推進します。	(1) 防犯思想の普及・啓発 (2) 防犯灯等の整備 (3) 防犯団体の育成、関係機関との協力

とともに、それぞれの連携及び協力の下に安全・安心まちづくりを推進し、もって安全で安心に暮らすことができる社会の実現に資するため「安全・安心まちづくり条例」を制定しました。

さらに、これまで防犯対策の一環として、犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを推進するため、地域安全活動を行っている各地区の防犯団体等を支援するとともに、その育成強化を図り、盗犯予防運動、少年非行防止運動、暴力排除運動など、防犯思想の普及・啓発を進めてきています。

また、明るく安全な地域づくりをめざして、自治公民館等に対し、防犯灯設置費の補助を実施し夜間における市民の安全の確保と地域における防犯活動の経費負担の軽減を図っています。



10) 消費生活の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
近年の経済社会の高度化・複雑化を背景に消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。 インターネットの普及等により、消費者の選択肢は格段に広がる反面、事業者と消費者との間のトラブルは増加の一途をたどっています。 新手の問題商法が次から次へと発生し、苦情相談の内容も多様化・複雑化している状況にあります。 そのため、国や県においては、特定商取引法の改正、消費者契約法の制定等様々な法律等が整備され、これからの消費者政策の基本を従来の「消費者の保護」から、「消費者の権利の尊重」・「消費者の自立支援とその環境整備」へ転換し、21世紀型の消費者政策を進めようとしています。 このようなことから、これからの消費者は、自らが契約社会に生きていることを自覚し、自らの選択に責任	国・県が進める21世紀型消費者政策と歩調を合わせ、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」に向けた取り組みを実施します。 また、消費者苦情等に対する相談体制を整備・充実するとともに、消費者トラブルの未然防止のため、県消費生活センター等と連携を取り合いながら、消費者情報の確かな提供に努めます。 さらに、循環型社会の形成をめざし、環境に配慮した消費生活活動を支援していきます。	○ 消費生活対策事業の推進 (1) 食の安心・安全の確保 (2) 消費者の自立と増加する消費者トラブルへの対応 (3) 若年層・高齢者等に対する消費者トラブルの未然防止 (4) 環境に配慮した消費行動の推進

を持ち、被害にあった場合は事業者に対しその責任を追及する行動を起こしていくことが大切になってきており、自立した消費者を育てる取り組みが重要となっています。 また、循環型社会形成のため、環境に配慮した消費生活行動を推進する必要があります。		
--	--	--

11) エネルギー対策の推進

現況と課題	基本的方向	主要施策
今日の市民生活を維持していくうえで、電気・石油・ガスなどのエネルギーは欠くことのできないものです。 しかしながら、これらのエネルギー消費の増大が地球環境に大きな影響を及ぼしているとして、温暖化による海面の上昇や異常気象など地球規模での問題となっています。 そのため、公共施設をはじめ、事業所、家庭が一体となって環境に負荷の少ないエネルギーの導入と省エネルギーに積極的に取り組んでいく必要があります。 また、本市は川内原子力発電所に隣接する電源地域であることから、エネルギーに関する広報等の啓発をするとともに、これに伴う交付金による地域の安全と振興、福祉の向上に活用していくことが求められています。	(1) 新エネルギーの導入促進 地球の温暖化対策に行政・事業所・市民が一体となって積極的に取り組んでいくために、太陽光・風力等の自然エネルギーやバイオエネルギーなどの新エネルギーの導入について、普及・啓発に努めます。また、新エネルギーの導入を進めるため、国・県等関係機関による補助制度の活用による導入と情報の提供に努めます。 (2) 省エネルギーの推進 省エネルギーに市民全体で取り組んでいく必要があることから、市民に対する省エネルギーに関する情報の提供に努め、意識の高揚を図ります。 また、行政・市民・事業者が積極的に取り組んでいくための指針を示す省エネルギービジョンを策定します。 (3) エネルギーに関する広報活動及び地域の振興等の推進 電源地域としての県の交付制度を活用し、原子力等エネルギーに関する広報活動の充実を図るとともに、地域の振興及び福祉の向上を図るため、公共施設の整備等に努めます。	(1) 新エネルギーの導入促進 ① 新エネルギーに関する普及・啓発 ② 新エネルギー推進市民会議の運営 ③ 公用車への低公害車等クリーンエネルギーの導入 ④ 国等関係機関の補助制度に関する情報提供 (2) 省エネルギーの推進 ① 省エネルギーに関する市民の意識高揚 ② 省エネルギービジョンの策定 (3) 電源地域における交付制度の活用によるエネルギーに関する広報活動及び地域の振興等の推進 ① 運転状況等の情報提供 ② 原子力広報・安全対策広報の推進 ③ 原子力発電施設周辺地域加算給付金交付事業の推進及び充実 ④ 電源交付金の活用による地域の振興及び福祉の充実



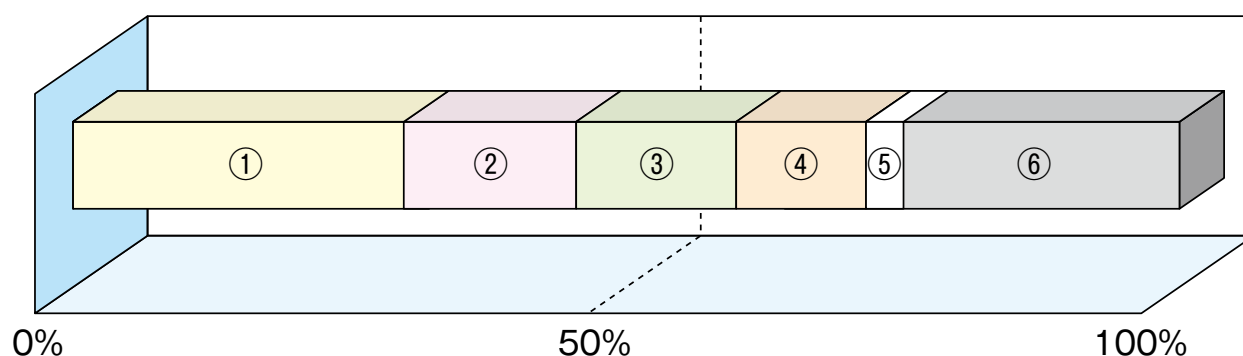
第2節 保健医療福祉

1) 健康づくりの推進

現況と課題	基本的方向	主要施策
(1) 母子保健事業の充実 子どもを取り巻く環境は複雑に変化しており、安心して子どもを生み、また、子どもが健やかに成長していくためには、母子保健の充実が重要な課題となっています。 本市では、次世代育成支援行動計画に基づき、妊娠・出産・育児及び乳幼児保健に対する一貫した保健サービスの提供を実施してきました。 本市においても少子化が進む中、衛生統計では、平成10年に265人であった出生数が、平成15年には244人となり、減少傾向にあります。また、核家族化の進展や、10代の妊娠の増加などにより、子育てに関する不安を抱える親が増加する傾向にあることから、関係機関・団体等と連携し、子育て支援を推進する必要があります。 (2) 感染症予防対策 近年、医療や保健サービスの充実により、感染症は克服されてきたかにみえていますが、社会の変化や環境の変化により、新興感染症、再興感染症が広がりを見せてきています。 このような状況の中、本市においても、感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、予防接種の受診率の向上を図り、感染症を未然に防止することが重要です。また、県と連携した感染症危機管理体制の整備を図ることが求められています。 (3) 老人保健事業の充実 本市の主要な死亡原因疾患は、悪性新生物や心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占め、	(1) 母子保健事業の充実 母子保健対策は、母親や子どもたちの生命の安全や心身の健康を保持・増進するだけでなく、次世代の市民の健康づくり及び安心して生活できる社会基盤づくりの役割を果たすとともに、将来にわたる社会全体に活力を生み出す重要なものです。 また、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、障害や疾患等を持つ子どもたちも地域の中で安心して生活できる基盤を確保することは、社会全体の務めでもあります。 子どもがすこやかに育つまちをめざして、妊娠、出産、育児及び乳幼児保健にいたる一貫した保健サービスを実施するとともに、関係機関・団体等と連携し、子育て支援を推進します。 (2) 感染症予防対策 感染症に関する情報の提供と正しい知識の普及につとめるとともに、県と連携し、感染症危機管理体制の整備を行います。 また、各種予防接種や結核検診を実施するとともに、受診率の向上に努めます。 (3) 老人保健事業の充実 各種健診等を実施することで疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、生活習慣に関する正しい	(1) 母子保健事業の充実 ① 安心して妊娠、出産ができるための対策 ② 子どもが健やかに育つための対策 ・乳幼児検診 ・家庭訪問 ・歯科検診 等 ③ 地域ぐるみの母と子の対策 ・母子保健推進員の活動 ④ 思春期の健康対策  (2) 感染症予防対策 ① 感染症予防に関する情報の提供 ② 感染症危機管理体制の整備 ③ 各種予防接種の実施 ④ 結核検診の実施 (3) 老人保健事業の充実 ① 健康手帳の交付 ② 健康教育・健康相談の充実 ③ その他各種健康診査の実施

SMR(標準化死亡率)においても、脳血管疾患が全国と比較して高い傾向にあることから、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、生活習慣に関する正しい知識の普及啓発を図る必要があります。 (4) 健康なまちづくりの推進 本市の高齢化率は27%を超え、今後も高齢化の進行が予想されるなかで、高齢化に伴う生活習慣病及びこれらに起因する認知症・寝たきり等の要介護高齢者の増加により、医療費の高い状況が続いています。 このような状況の中、市民の一人ひとりが健康に関心をもち、乳幼児から高齢者まで、それぞれの年代に応じた望ましい生活習慣を定着させていくとともに、地域における健康づくりを推進していくことが求められています。	知識の普及や健康管理に対する指導を行い、壮年期からの健康づくりに努め、健康寿命の延伸を図ります。 (4) 健康なまちづくりの推進 市民の健康増進を推進するためには、市民一人ひとりが健康に関心をもち、それぞれの年代に応じた望ましい生活習慣を定着させていくことが基本ですが、地域の関係機関・団体等が連携して社会全体で健康づくりを推進していくことも重要であることから、本市の「健康増進計画」「食育推進基本計画」を推進するとともに、地域における健康づくりの取り組みを支援します。	④ 訪問指導の充実  (4) 健康なまちづくりの推進 ① 「健康増進計画」「食育推進基本計画」の推進 ② 食生活改善推進事業の実施 ③ 運動普及推進事業の実施 ④ 健康地域づくり推進員等のボランティアの養成ならびに育成 ⑤ 温泉と海水を活用した健康づくりの推進 ⑥ 健康なまちづくり推進協議会の開催 ⑦ 地域における健康づくりの取り組みへの支援
--	---	--

本市の主要死因別死亡者数



① 悪性新生物	118件	30.7%
② 心疾患	58件	15.1%
③ 脳血管疾患	58件	15.1%
④ 肺炎	44件	11.5%
⑤ 不慮の事故	14件	3.6%
⑥ その他	92件	24.0%

平成16年 衛生統計概要

2) 地域医療体制の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
医師会の協力を得て、休日夜間の救急医療体制を確保しており、今後も市民の生命を守るため、体制の充実に努める必要があります。	いつでも迅速で質の高い医療サービスを受けることができるように、救急医療体制の充実に努めます。	(1) 一次救急医療体制の確保 ① 日曜祝日夜間在宅当番医制事業の実施 (2) 二次救急医療体制の確保 ① 病院群輪番制病院運営事業の実施 ② 共同利用型病院運営事業の実施

3) 子育て支援体制の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
我が国では、平成9年6月にはじめて65歳以上の人口が15歳未満の人口を上回り、今後も急速に少子・高齢化が進むと予想されます。合計特殊出生率^(注1)は長期的な低下傾向が続いており、平成17年には全国で1.25であり、本県においては1.44となっています。 少子化が進む一方、子育てについては、核家族化や夫婦共働き世帯増加など、家庭形態の変化に応じて様々なニーズが生まれるとともに、幼児や児童への虐待などが顕在化しており、関係機関の連携による対応も求められています。 また、医療費や出産・育児に係る負担軽減について、制度の充実が求められています。	次世代育成支援行動計画に基づく、子育て支援体制の充実や保育体制の充実、子育て世代に応じた保健・医療・福祉体制の構築を図ります。 また、子育て相談の強化や幼児・児童虐待防止、相談体制の強化を図ります。	(1) 次世代育成支援行動計画の推進 ① 各種教室の開催や子育て相談員制度の導入など、子育てに関する相談・支援体制の強化 ② 地域子育て支援センターの設置による子育てサークルの支援及び情報提供の強化 ③ 放課後児童クラブの育成 ④ 保育所、児童委員、母子保健推進員等との連携による子育て支援ネットワークの形成 (2) 延長保育、学童保育の充実 (3) 各種助成制度の実施 ① 未来の宝子育て支援金制度 ② 乳幼児医療費助成事業 ③ 児童手当 ④ 児童扶養手当 (4) 幼児・児童虐待防止、相談体制の強化 ① 家庭児童・母子相談員、関係機関の連携による情報の共有化と体制の強化 (5) 児童福祉施設の充実 ① 保育所等の施設整備



(注1) 合計特殊出生率…女子の年齢別の出生率を合計したもの。1人の女性が一生の間に産む子どもの数を表す。

4) 高齢者福祉の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
平成18年4月1日現在、本市の65歳以上の高齢者人口は、8,831人で、その中でも75歳以上の後期高齢者^(注1)人口は、4,557人で、高齢者の半数を超えています。 高齢化率は、平成12年が17.4%、平成18年が27.0%^(注2)となり、住民の約4人に1人が高齢者となっています。 また、高齢化率は平成26年には、31.5%になると推計されます。 このようななか、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、高齢期を住み慣れた家や地域で、生きがいをもって健やかに暮せるように、地域住民による地域福祉活動や環境整備の充実が必要です。 また、高齢者への虐待が、近年深刻な問題になり、平成18年4月高齢者虐待防止法が施行され、高齢者の虐待を未然に防ぐ、養護者に対する支援が必要となっています。	高齢者保健福祉計画に基づき、健康で自立し、生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めるため、生活支援対策や生きがい対策、家族介護支援対策の充実を図り、バリアフリー化など高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めます。 そのため、健康づくりを実践できる体制整備を図るとともに、在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化を進め、保健・医療・福祉体制の構築を図るとともに、保健医療福祉を支える人材の育成・確保に努めます。 また、高齢者虐待に関する知識・理解の啓発を行い、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。	(1) 高齢者保健福祉計画の推進 (2) 高齢者の在宅福祉の充実 ① 介護予防事業・生活支援事業の推進 ② 家族介護支援事業（寝たきり者等介護手当支給事業等）の継続 ③ その他の福祉サービスの継続推進（緊急通報体制等整備事業、高齢者等住宅改造推進事業等） (3) 高齢者の生きがいと社会参加 ① 高齢者クラブ運営の支援 ② 高齢者クラブ等の活動への支援 ③ シルバー人材センターの充実 (4) 近隣保健福祉ネットワーク活動の促進 ① 在宅福祉アドバイザー活動の促進 (5) 高齢者にやさしい町づくりの推進 ① 公共施設等のバリアフリー化の推進 (6) 保健・医療・福祉情報ネットワークの充実 ① 行政、医療・福祉機関等が一体となった取り組みの実施 (7) 地域包括支援センターを拠点とする高齢者虐待防止ネットワークの構築



(注1) 後期高齢者…75歳以上の高齢者。

(注2) 高齢化率…平成12年の数値は、国勢調査による数値。平成18年は、住民基本台帳に基づく数値。

5) 社会保障の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
(1) 国民健康保険事業 平成17年度末における本市の国民健康保険は、市民の39.2%が加入し、被保険者数は、12,812人です。その内65歳以上の被保険者が全体の41%を占めるなど高齢化が進んでいます。世帯数では、7,349世帯が加入し、市全体の54.4%となっています。 医療費は、高齢化が進む中、高度医療の普及や医療技術の進歩による医療費の増加と受診率の伸びによる増加がみられます。 このような状況の中で、平成7年度から国の高医療費市町村に指定され、厳しい財政状況にあるため、医療費抑制に努めることで高医療費市町村からの脱却をめざし、国保財政の健全化を図る必要があります。国保税の収納対策については、医療費の増嵩に伴い負担が増えることから、滞納額が増加する等の悪循環が懸念されるので滞納者対策の充実・強化を図る必要があります。 また、健康保険法の改正により、保険者は特定健康診査等基本指針に即して5年ごとに5年を1期として「特定健康診査等の実施に関する計画」を策定する必要があります。 (2) 老人保健制度及び後期高齢者医療制度 老人保健制度は、医療と医療以外の保健事業を市町村で実施しています。老人医療費の増嵩を抑制し、健康で豊かな老後を迎えるため、健康づくりと医療費の適正化に努める必要があります。 また、老人医療は健康保険法の改正により、平成20年4月から、75歳以上の高齢者を対象とした国	(1) 国民健康保険事業 高医療費市町村から脱却するため、本市の「健康増進計画」に基づき市民主体の健康づくりを支援し、各種広報活動、保健事業を推進することで医療費の適正化に努め、国保財政の健全化を図ります。 さらに、収納対策として、広報活動において、国民健康保険制度における負担と給付の関係について広く理解を深め、収納率向上特別対策事業を活用し収納率の向上を図ります。 また、健康保険法の改正により40歳以上の被保険者に対して特定健康診査を行い、健診の結果によって発見された要保健指導者に対する保健指導の徹底を図り、被保険者に対して、健診等の結果の情報を提供していきます。 (2) 老人保健制度及び後期高齢者医療制度 保健師等による保健指導や医療費通知、レセプト点検などを行うことによる老人医療費の適正化に努めます。	(1) 国民健康保険事業 ① 医療費の実態、適正受診、健康づくり等についての広報活動 ② 医療費適正化特別対策事業の実施 ③ 国保ヘルスアップ事業等の保健事業の実施 ④ 収納率向上特別対策事業の実施 ⑤ 特定健康診査（基本検診） ⑥ 特定保健指導 (2) 老人保健制度及び後期高齢者医療制度 ① 医療費適正化事業の推進

民健康保険や被用者保険から独立した「後期高齢者医療制度」で実施されることになり、運営主体は、県内の全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合となります。 (3) 介護保険制度 新市発足時の平成 17 年 10 月末における要介護（支援）者数は 1,892 人で、65 歳以上の人口における認定率は 21.0%となっており、全国平均の 16.1%、鹿児島県平均 18.7%（全国 9 位）を上回っています。 また、介護サービスの在宅・施設サービス等の月平均実利用人数（比率）の状況は、在宅サービスが約 1,003 人（69.5%）、施設サービスが約 441 人（30.5%）となっており、サービス未利用者が約 448 人となっています。 さらに、在宅サービスでは、デイサービス・デイケア・訪問介護・ショートステイ・グループホーム等の利用が多く、施設サービスは月平均利用者数で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が約 163 人・介護老人保健施設が約 227 人、介護療養型医療施設が約 51 人となっています。 今後、介護を必要とする要介護（支援）者数は、高齢化の進行に伴って、さらなる大幅な増加が見込まれます。その増加する要介護（支援）者数に伴う介護サービスの利用量等に対する供給基盤の整備も、今後進めなければなりませんが、一方、増大する介護給付費による介護保険料の大幅な上昇も見込まれることから介護給付費の抑制も大きな課題となっています。	(3) 介護保険制度 介護保険事業計画に基づき、介護サービスの基盤整備等適正な事業運営を推進します。 介護サービスの利用の増加に伴う介護給付費の増大を抑制するには、介護認定率の減少、いわゆる介護状態とならない「元気老人の育成」を図る必要があることから、平成 18 年 4 月に設置した地域包括支援センターで、要介護（支援）者になる恐れのある人に対し介護状態にならないため、また、軽度な要支援の人にはこれ以上介護状態が重度化しないための介護予防プラン等を作成し、サービスの提供を行います。 また、在宅での介護を希望される人が多数を占めることから、在宅サービスへの移行や在宅サービスの質の向上等を図ります。	(3) 介護保険制度 ① 介護保険制度の充実（サービス種別・質の向上）及び制度趣旨の普及推進 ② 介護予防のスクリーニング及び地域支援事業（介護予防サービス）の実施 ③ 軽度な要支援者に対する介護度の重度化防止のための新予防給付の実施 ④ 要介護者に対する自立支援に向けた居宅介護支援事業所の指導 ⑤ 福祉サービスや介護サービス及び高齢者虐待等の総合相談窓口の設置 ⑥ 関係機関と一体となった生きがいづくり事業の拡大と高齢者の社会参加の促進
--	--	---

(4) 国民年金 国民年金制度が昭和34年に発足以来47年が経過しています。近年、急速な少子・高齢化が進む中、年金制度への不安感を原因として保険料の未納者が増加傾向にあります。 そのため、市民の制度に対する正しい理解を一層深め長期的な視野での年金制度について周知を図る必要があります。	(4) 国民年金 市民の高齢・障害・死亡時の生活保障の柱となる年金制度に対する理解を高め、未加入者に対する加入を促進するとともに、年金制度の周知・啓発を図ります。	(4) 国民年金 ① 年金権の意識、加入の促進(年金相談業務の充実) ② 年金制度の周知、啓発活動の推進(広報活動)
--	--	--

6) 障害者（児）福祉の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市の平成17年度末現在の身体障害者手帳所持者は1,943人、療育手帳所持者は215人、精神障害者保健福祉手帳所持者は124人です。 平成18年4月に障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、必要なサービスを利用できるように障害者自立支援法が施行されました。 障害者の自立と社会参加の実現を図っていくために必要な障害福祉サービスの提供基盤の整備、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実、授産施設等から一般就労への移行を進めるための雇用の場の拡大が課題となっています。 また、障害児については、近年の障害の重度化・重複化や多様化の状況を踏まえ、障害の種類や程度等に応じた乳幼児期から一貫して計画的に教育や療育を行う必要があります。	障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」^(注1)の理念のもとに、障害者の社会参加に向けた施策の一層の推進を図ります。 このため、本市障害者計画・障害福祉計画に基づき、各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めるとともに、障害者の社会参加に向けた取り組みを強化します。また、公共施設をはじめ公共性の高い施設などのバリアフリー化を推進します。 障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援に対応したサービス提供基盤を整えとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムづくりに努めます。 また、関係機関と連携して障害児の早期発見・早期療養の推進を図ります。	(1) 障害者計画・障害福祉計画の推進 (2) 生活支援体制整備 ① 個々の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備 (3) 社会参加の促進 ① 障害者スポーツ大会等の実施 (4) 相談支援の充実 (5) 啓発・広報活動の推進 ① 障害及び障害者に対する理解を促進するための啓発活動 (6) 公共施設等のバリアフリー化の推進 (7) 雇用・就労の拡大 ① 障害者の適性に即した雇用機会の確保及び就労環境の整備促進 (8) 精神障害者に対する差別や偏見の解消と社会参加の促進

(注1) ノーマライゼーション…障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

		(9) ボランティア活動の支援 (10) ボランティア人材育成の支援 (11) 障害児の早期発見・早期療養のための支援体制の推進
--	--	--

7) 母子・父子福祉の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市の母子・父子等家庭数は、平成18年7月現在、母子家庭359世帯、父子家庭45世帯、寡婦世帯755世帯となっています。母子家庭等の生活自立のため支援施策が講じられてきているものの、更に、母子家庭等に対する施策の充実を図る必要があります。	母子家庭等の自立を促進するため、子育て支援・生活支援・就学就労支援・経済的支援などの各制度を活用し、総合的な母子家庭等対策を充実します。	(1) 母子家庭等の自立支援対策の実施 (2) 母子家庭就労支援対策の充実 (3) 家庭児童・母子相談員の活用 (4) ひとり親家庭等への医療費助成

8) 地域福祉の推進

現況と課題	基本的方向	主要施策
(1) 地域福祉 生まれ育った地域で幸せに暮らし続けるためには、社会福祉協議会、民生委員・児童委員による地域福祉活動を充実するとともに、ボランティア活動の支援、福祉団体の活動支援等を通じて、総合的な施策を有機的に行う必要があります。	(1) 地域福祉 地域福祉の推進体制については、民生委員・児童委員活動の充実に努め、社会福祉協議会活動を支援するとともに、ボランティアの育成・NPOの活用などを図ります。	(1) 地域福祉 ① 社会福祉協議会活動支援 ② 民生委員・児童委員の資質向上のための研修充実 ③ ボランティアグループやNPOの育成 ④ 各種福祉団体の活動支援 ⑤ ボランティア活動支援事業 ⑥ ボランティア人材育成支援事業
(2) 勤労福祉 勤労青少年や働く女性の社会参加や地位向上のため、教養・技能習得に有用な各種講座を引き続き開設することが必要です。	(2) 勤労福祉 勤労青少年や働く女性に対する教養講座、技能習得講座等を実施し、社会参加と地位向上に努めます。	(2) 勤労福祉 ① 各種講座の開設 ② 指導者の育成



(3) 生活保護 平成18年4月1日現在、本市の生活保護世帯は、156世帯、203人で世帯類型別には、高齢者世帯が全体の46.8%で最も多く、次に傷病者・障害者世帯、母子家庭となっています。 保護の開始原因別では、世帯主及び世帯員の傷病による医療費の支払困難と、それに起因する稼働収入減を原因とするものが多く、また、保護世帯に老人、傷病障害者等の要看護世帯が多くなっています。 また、生活保護世帯及び人員は増加が続いており、保護が長期化する傾向もあります。 このようなことから、老齢、失業、傷病等のため、常に経済的に不安定な状態の低所得者対策として、就労の促進、各種相談機能の充実など、自立のための施策が必要です。 (4) 障害者、高齢者等に配慮したまちづくり 障害の有無・年齢・性別等に関らず、だれもが使いやすい施設、製品、環境、サービスなどをデザインしたユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。	(3) 生活保護 被保護世帯の実態を的確に把握し、実情に応じた援助活動を推進するため、民生委員、介護サービス提供事業者等を含めた関係機関との連帯と協力により、生活保護者の自立更正を図ります。 また、医療保障制度等の内容の充実、国の施策に待つところが大きいので、関係機関に要望するとともに、その充実を促進します。 さらに、低所得者世帯の被保護世帯への転落防止、自立更生を図るため、就労機会の確保を図るとともに、職業安定所、その他の関係機関との連携のもとに雇用の促進を図ります。 (4) 障害者、高齢者等に配慮したまちづくり 公共施設をはじめ公共性の高い施設などのユニバーサルデザイン化を促進します。	(3) 生活保護 ① 生活保護事業の推進 ・自立支援プログラムの推進 ・相談業務の充実 ・世帯の実態把握、他法他施策の活用及び関係機関との連携強化 (4) 障害者、高齢者等に配慮したまちづくり ① 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進 ② 公共性の高い施設のユニバーサルデザイン化の促進
--	--	--

第3節 教育文化

1) 生涯学習推進体制の構築

現況と課題	基本的方向	主要施策
生涯学習は、「いつでも、どこでも、誰でも」学びたいときに学び、子どもから大人まで、自らの充実や生活の向上のために、自らに適した方法を選んで生涯にわたって行われる学習のことです。 本市においては、公民館など社会教育施設等を利用し、様々な生	(1) 生涯学習の推進 ① 生涯学習推進組織の充実 市内の関係機関との連携を図り、生涯学習の総合的推進体制の充実に努めます。 ② 学習情報の提供 市のホームページや広報紙	(1) 生涯学習の推進 ① 生涯学習推進会議の設置と充実 ② 生涯学習大会の開催 ③ 生涯学習講座等の広報・啓発

涯学習活動が実施され、多くの市民が学ぶ楽しさを実感しています。 今後は更に、地域の課題を的確にとらえた生涯学習活動の提供や、地域の人材が、社会教育活動の中で活躍できる場の提供が必要です。 	等による生涯学習情報の提供に努めます。 (2) 学習機会の拡充 ① 各世代・年代に対応した学習機会の拡充 市民の需要に合わせた生涯学習講座の開設に努め学習意欲の向上に努めます。 ② 生涯学習施設の開放促進 各課が所管する施設や、市立学校の開放を促進し学習機会の充実に努めます。 ③ 公民館講座等の支援 公民館講座等の充実に努めるとともに自主講座を支援していきます。 ④ 生涯学習関連施設の機能の充実 市立図書館をはじめとする生涯学習関連施設の機能を充実し利用促進に努めます。 (3) 学習歴活用のための環境整備 ① 人材バンクの活用 学んだことを生かせる場の提供に努めます。 ② 生涯学習ボランティア活動の推進 ボランティア活用や情報の提供に努めます。	(2) 学習機会の拡充 ① 生涯学習出前講座の充実・拡大 ② 生涯学習指導者の育成 ③ 学校開放の充実 ④ 各種講座等の連絡調整 ⑤ 生涯学習施設の充実と活用促進 ⑥ 図書館蔵書の充実 ⑦ 視聴覚機器の充実・整備とライブラリーの活用 (3) 学習歴活用のための環境整備 ① 生涯学習人材バンクの整備と活用 ② ボランティア講座の開催
---	---	--

2) 学校教育の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市には、現在市立小学校10校、市立中学校5校があり、児童生徒数は、2,589人(平成18年4月現在)です。そのうち、複式学級のあ	(1) 確かな学力の定着と向上 ① 実態調査と実態に基づく指導方法の改善 ② 学校と家庭との連携	(1) 確かな学力の定着と向上 ① 学力アップ作戦の展開 ② 学力実態調査の実施・分析と公表

る小学校は5校、特殊学級のある小学校は4校、中学校は1校となっています。 また、市立幼稚園が2園、私立幼稚園は4園あり、県立養護学校が1校、県立高等学校が2校、私立学校が1校あります。 各市立学校(園)においては、市の重点施策を踏まえ、「豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚や自ら学び、自ら考える力」の育成をめざし、活力と特色のある学校づくりを推進してきています。 今後の学校教育における力点は、教育活動の成果を具体的に示すことができる学校の創造です。そのためには、まず、学力低下が実態調査等で指摘されている現在、児童生徒の学力向上に向けての取組を充実させる必要があります。 また、不登校傾向の児童生徒はここ数年減少傾向にありますが、本市の生徒指導上の課題であることは変わりありません。さらに、いじめの根絶に向けて、これまで以上に学校・家庭・地域社会が連携を深めていかなければなりません。心豊かでたくましい児童生徒の育成に向けて、知育・徳育・体育、さらには食育の調和的な取組を推進する必要があります。 さらに、児童生徒一人ひとりの教育的需要にこたえるための特別支援教育の体制を確立しなければなりません。 これらの教育課題の解決に向けては、教職員の資質向上が大切です。地域に信頼される指導力をもつ教職員の育成に努めなければなりません。 このほか、全国的に児童生徒が事件や事故に巻き込まれる事例が増えてきているという現状を踏ま	(2) 心豊かでたくましい児童生徒の育成 ① 実態把握と組織的な取組の推進 ② 体験活動の重視 ③ 読書活動の充実 (3) 幼・小・中・高間の連携の推進 ① 学校間のスムーズな接続に向けた取組 (4) 幼児教育の充実 ① 発達特性を踏まえた教育内容・方法の充実 (5) 特別支援教育の充実 ① 個々の教育的需要へ対応できる態勢づくり (6) 教職員の服務規律の厳正確保と資質向上 ① 学校経営の充実	③ 授業充実に向けた研修会の計画的実施 ④ 「問題集」の作成・活用 ⑤ 家庭学習の定着・充実 ⑥ 小学校英語活動及び中学校英語指導の充実 ⑦ 情報教育の推進 (2) 心豊かでたくましい児童生徒の育成 ① 生徒指導態勢の確立 ② 不登校児童生徒の支援 ③ 思いやりアップ作戦の展開 ④ 「いじめ問題を考える週間」の充実 ⑤ 豊かな体験活動の推進 ⑥ 道德教育の充実 ⑦ キャリア教育の充実 ⑧ 人権教育の充実 ⑨ 校内研修への相互参加 ⑩ 体験入学活動の充実 ⑪ 教科等部会研修の充実 (3) 幼・小・中・高間の連携の推進 ① 幼・保・小連絡会の充実 ② 就園奨励事業の促進 (4) 幼児教育の充実 ① 発達特性を踏まえた環境整備及び研修会の充実 (5) 特別支援教育の充実 ① 就学指導委員会・就学相談会の充実 ② コーディネーターの育成 (6) 教職員の服務規律の厳正確保と資質向上 ① 管理職研修会の充実 ② 教職員研修の充実 ③ 教職員評価システムを生かした学校経営の促進 ④ 外部評価の導入
---	---	---

え、安全で安心できる学校生活を保障するための取り組みも大きな課題となっています。

学校施設等の整備・充実については、老朽化した施設の計画的な改修が必要です。

高等学校教育については、高校再編が進む中で、地域密着型の高校が望まれており、本市ならではの教育を推進する魅力ある高校づくりを要請する必要があります。



(7) 活力と特色ある学校づくり

- ① 学校の活性化及び地域への貢献活動の推進
- ② 特認校制度の充実

(8) 体力・気力の向上

- ① 実態把握と実態に基づく指導法の改善及び取組の推進

(9) 安全指導の充実

- ① 学校行事等の工夫・改善
- ② 学校と地域、関係機関・団体等との連携

(10) 学校給食の充実

- ① 実態把握と実態に基づく指導の充実
- ② 学校と家庭、地域の連携
- ③ 施設設備の整備
- ④ 地産地消の推進

(11) 優先順位に基づく計画的な教育環境の整備

- ① 豊かな教育環境の整備

(12) 本市の特色を生かした魅力ある高等学校教育のための連携強化

- ① 魅力ある学科設置要請
- ② 地域産業等の連携
- ③ 奨学金制度の充実

(7) 活力と特色ある学校づくり

- ① 地域の教育資源の活用
- ② 情報発信活動の促進
- ③ 学校評議員制度の活性化
- ④ 複式学習指導の研究推進

(8) 体力・気力の向上

- ① 体力・気力アップ作戦の展開
- ② 体力把握のための実態調査の実施と分析
- ③ 実態に応じた授業改善に向けた取組の充実
- ④ 一校一運動の推進
- ⑤ 家庭への啓発

(9) 安全指導の充実

- ① 学校行事等を通じた安全指導の工夫・充実
- ② 通学路の実態把握と定期的な点検
- ③ 保護者・地域の啓発
- ④ 防犯関係備品等の配備
- ⑤ 緊急連絡体制の充実

(10) 学校給食の充実

- ① 実態調査の実施と分析
- ② 食に関する指導計画の策定と推進
- ③ 献立の充実
- ④ 栄養教諭等の効果的な活用

(11) 優先順位に基づく計画的な教育環境の整備

- ① 耐震診断の実施及びそれに伴う補強工事の実施
- ② 年次計画による改修等
- ③ 情報教育関係設備等の充実
- ④ 教職員住宅の整備・充実

(12) 本市の特色を生かした魅力ある高等学校教育のための連携強化

- ① 生物工学等の先進的な学科の充実
- ② 中国語学科等の設置要請

		③ 第1次産業や地域産業との連携による新製品の開発 ④ 幼稚園や小中学校との連携強化 ⑤ 奨学金制度の充実
--	--	---

3) 社会教育の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は、子育てに関する各種学級の開催や相談体制づくりに努め、家庭や地域における教育力の向上に取り組んでいます。 また、成人や高齢者等の学習要求に応えるため、各種団体と連携し、様々な研修会などを実施するとともに、指導者育成のため講座の充実に努めています。 青少年を取り巻く環境は、核家族化・少子化・地域社会の連帯感の希薄化など複雑・多様化しています。本市においては、地域子ども会をはじめ各少年団体の育成会や、青少年健全育成のための任意団体を中心となって、青少年の健全育成に努めています。 今後は、今日的な課題に地域ぐるみで取り組むための気運の醸成や、地域や家庭の教育力の向上を図るとともに、地域全体で次代を担ういちき串木野市の子どもたちを守り育てていく事業を推進していく必要があります。	(1) 家庭教育の充実 ① 相談体制の充実 子育てに対する悩みを気軽に相談できる体制を充実させ子育て支援に努めます。 ② 学習機会の拡充 子育てに関する講座や各機関における学習活動を推進し、家庭の教育力の向上に努めます。 (2) 成人教育の充実 ① 学習機会の充実 様々な場において学習の機会を提供するとともに、学習内容の充実に努めます。 ② 各種団体・指導者の育成 各種研修会を実施し、指導者の育成に努め、団体の組織力強化と、自主活動の促進に努めます。 ③ 人権教育の推進 人権週間や啓発強調月間を通して啓発・広報を行い、市民の人権に対する意識の高揚に努めます。また、家庭教育学級や高齢者学級など様々な場において人権教育に関する研修を行い、人権問題に対する正しい理解と解消に努めます。	(1) 家庭教育の充実 ① 相談窓口の利用促進 ② 家庭教育・子育て講座の実施 ③ 家庭教育学級など各種学級の開設 (2) 成人教育の充実 ① 各種研修会の開催と実施 ② 社会教育団体の活動促進 ③ 生活学校の支援 ④ 有志指導者研修など各種研修会の実施 ⑤ 人権教育・人権問題啓発のための研修会の実施 ⑥ 市の広報紙等を活用した啓発活動

	(3) 青少年教育の充実 ① 各関係機関の連携 関係機関や団体との連携強化に努め、地域ぐるみで青少年を育てる気運づくりに努めます。 ② 地域活動・体験活動の促進 地域の特性を生かした自然体験活動や生活体験活動などを行い、協調性や積極性はもとより、感動する心や他人を思いやる心の育成を図ります。 ③ 健全育成啓発活動の推進 市民の関心を高め、地域が一体となった青少年健全育成の気運づくりに努めます。 ④ 環境浄化活動の促進 地域の環境浄化に努めます。	(3) 青少年教育の充実 ① 青少年健全育成市民会議の開催 ② 青少年団体の育成 ③ 有志指導者の育成 ④ 各種研修会の開催と実施 ⑤ 青少年健全育成活動や体験活動の推進 ⑥ 思いやりアップ作戦の展開 ⑦ 青少年育成補導センターの活動促進
--	---	---



4) 地域・文化の保存・継承

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は縄文時代後期の南九州を代表する遺跡である「市来貝塚」を始め、徐福伝説のある「冠岳史跡」、薩摩藩留學生が渡欧した地でもあり、固有の歴史を有しています。 しかし、このような文化的資源が「地域の宝」として十分市民に浸透しているとはいえず、保存・継承に対する意識の高揚と周知を図る必要があります。 また民俗芸能に関しても、国指定重要無形民俗文化財である「市来の七夕踊」、県指定無形民俗文化財の「ガウंगाウン祭り」「太郎太郎祭り」など数多くの伝統芸能が継承されていますが、近年後継	(1) 伝統文化の保存・継承 本市は様々な文化的資源を有しており、案内板等整備を行うことにより市民の郷土に対する理解と文化財愛護思想の普及に努めます。 また、文化財については、記録保存を行うなど保護に努め、更にその活用と継承に努めます。 (2) 文化の高揚と啓発 様々な機会において文化の情報発信に努め、文化意識の高揚と啓発に努めます。	(1) 伝統文化の保存・継承 ① 歴史・文化施設の整備充実 ② 伝統文化愛護の啓発 ③ 文化財の保存活用 ④ 地域文化の情報発信 ⑤ 出前講座等の活用 ⑥ 地域文化を活用した住民参加型体験活動の促進 ⑦ 各種研究会活動の招聘 (2) 文化の高揚と啓発 ① 文化事業の推進



者不足に悩まされ、保存伝承に危機感があります。

文化事業に関しては、文化祭や自主文化事業などを実施し、市民の文化意識の高揚に努めています。



5) スポーツの充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市でも、少子・高齢化の進行に伴い、スポーツ人口の減少がみられます。また、一方では、健康志向の高まりや自由時間の増大などに伴い、スポーツ活動に対する市民の関心と需要の高まりもみられ、現在、体育協会で25団体、スポーツ少年団で32団体が活動しています。 活動の目的も、健康の維持・増進、体力づくりから自己研鑽や仲間づくりと多様化・高度化しています。 このため、本市では、年齢・性別を問わずスポーツに親しめる各種施設の整備とともに、マリンスポーツなど地域特性を生かしたスポーツの振興に努める必要があります。また、整ったスポーツ環境や温泉、宿泊施設等の環境を活用して、スポーツイベントの開催・誘致に努める必要があります。 さらに、市民が気軽にスポーツを楽しめる学校体育施設の開放や障害者も利活用しやすい公共体育施設をめざすとともに、コミュニティスポーツクラブの早期立ち上げにより、スポーツプログラムの充実等に努めていく必要があります。	(1) 指導者の充実 多様化・高度化するスポーツ活動に対応するため、指導者の発掘・育成並びに資質の向上に努めます。 (2) 体育施設設備の整備・促進 ① 総合運動公園の整備（総合体育館等） ② 小・中学校のグラウンドの照明施設の整備計画の推進 ③ コミュニティー運動広場等の施設の整備 ④ 海洋センター整備計画の推進 (3) 事業及び活動の拡充促進 ① スポーツ教室の開設 各種スポーツ教室を開催し、市民が気軽に参加するスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、スポーツ人口の底辺の拡大を図ります。 ② 市民総ぐるみスポーツ運動の推進 市民の生涯スポーツの日常化並びに健康都市宣言に伴い、スポーツ・レクリエーション活動を通した健康づくりのための各種イベントの開催やウォーキングコースの設定などに努めるとともに、市民のスポーツに関する相談等に迅速に対応し、情報の収集及び提供に努めます。	(1) 指導者の充実 ① 指導者の育成と資質向上 (2) 体育施設設備の整備・促進 ① 総合運動公園の建設・整備 ② スポーツ大会開催誘致の推進 ③ 小・中学校屋内外施設の整備補修 ④ 屋内外社会体育施設の整備補修 (3) 事業及び活動の拡充促進 ① 各種スポーツ教室の開催（ニュースポーツも含む） ② 市民総スポーツ運動の推進 ③ 各種体育行事の推進 ④ ウォーキングコースの設定 ⑤ 学校体育施設の開放 ⑥ 民間体育施設の活用 ⑦ 海洋性スポーツの推進 ⑧ 競技団体との連携強化 ⑨ スポーツ健康情報の提供 ⑩ 地域スポーツクラブ育成事業の展開 ⑪ 健やかスポーツ100日運動の推進 ⑫ 体力・気力アップ作戦の推進 ⑬ スポーツ選手の発掘・育成・強化



③ 学校体育施設開放事業の充実及び民間体育施設の活用

地域の社会体育の振興のため、学校教育に支障のない範囲において、学校体育施設の開放及び民間体育施設の活用を促進し、その活用を図ります。

④ 海洋性スポーツ・レクリエーションの推進

本市の地理的条件を生かし、マリンスポーツとその推進に努めます。また、青少年の健全育成をめざし、B & G 海洋センターを活用した海洋性スポーツ・レクリエーション活動を展開し、海事思想の普及に努めます。

⑤ 関係団体等との連携

体育協会や体育指導委員協議会と連携を図り、各種講習会並びに各種競技会の開催を通して、競技力の向上と競技人口の拡大を図ります。

また、地域・職場等のスポーツ・レクリエーション団体等の育成、拡充と各種競技の強化に努めるとともに、青年団体、高齢者クラブ、自治公民館等の社会教育関係団体との連携を図り、地域スポーツ活動の充実、活性に努めます。

⑥ 競技力の向上

県民体育大会、日置地区大会等の選手強化、並びに小・中・高体連の組織の拡充に努めます。



運動施設の設置状況

名 称	施 設 内 容	規 模	設 立
多目的グラウンド	陸上競技 野球 …………… 2面 } 併用 ソフトボール …………… 4面 } サッカー …………… 2面 } その他	34,440㎡	平. 14
庭 球 場	軟式テニス …………… 5面 } 併用 硬式テニス …………… 5面 }	6,490㎡	昭. 50
勤労青少年ホーム	バドミントン …………… 1面	186㎡	昭. 57
B & G海洋センター	体育館 ・バレーボール …… 2面 } 併用 ・バスケット …… 1面 } ・バドミントン …… 4面 } ・テニス …………… 1面 } ・卓球 …………… 5面 }	1,119㎡	昭. 53
	武道館 ・柔道 …………… 1面 ・剣道 …………… 1面	524㎡	昭. 55
	艇庫 ・ヨット …………… 10艇 ・カッター …………… 2艇 ・フィートヨット …… 2艇 ・カヌー …………… 15艇 ・ローボート …… 5艇 ・ダブルスカル …… 2艇	450㎡	昭. 52
	プール ・50mプール …… 1面 ・幼児プール …… 2面	6,562㎡	昭. 52
体育センター	バレーボール …… 2面 } 併用 バスケット …… 1面 } バドミントン …… 4面 } 卓球 …………… 6面 }	1,034㎡	昭. 49
長崎鼻公園 ソフトボール場	ソフトボール …… 1面 } 併用 ゲートボール …… 8面 } グラウンドゴルフ …… 1面 }	6,100㎡	昭. 50
相撲競技場	道場…………… 324㎡	3,600㎡	昭. 47
串木野弓道場	道場…………… 5人立	987㎡	昭. 41
市来体育館	バレーボール …… 3面 } 併用 バスケット …… 1面 } バドミントン …… 9面 } 卓球 …………… 4面 }	1,498㎡	昭. 55
市来武道館	柔道 …………… 1面 剣道…………… 1面	746㎡	昭. 61
市来弓道場	道場…………… 6人立	377㎡	平. 9
市来運動場	ソフトボール …… 2面 } 併用 野球 …………… 1面 } サッカー …………… 2面 } その他	18,666㎡	平. 6～ 平. 12
川上運動広場	ソフトボール …… 1面	8,223㎡	昭. 52
市民プール	大プール (25m×16m×1.5m) 小プール (幼児用)		昭. 47

6) 総合運動公園の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市の運動公園は、平成 14 年に多目的グラウンド(3.4ha)を整備し、平成 18 年度には管理棟兼スタンドを建設しました。 本市のスポーツの状況については、競技団体・スポーツ少年団の組織化、各種レクリエーション指導者の育成など充実してきています。また、武道が盛んで、本格的な相撲場があるなど、特色のあるスポーツ体系をなしています。 体育施設の利用者も、少子化・高齢化により若干の減少傾向がありますが、多目的グラウンドについては、年々利用者が増加しており、依然としてスポーツに対する意識は高くなっています。 今後、社会情勢の変化により、余暇時間の過ごし方として、スポーツ・レクリエーションへの需要が飛躍的に増大し、それにとまって施設の充実が求められています。 このような需要に応えるために、総合運動公園を整備し、各スポーツ環境の充実を図る必要があります。 多目的グラウンドは、現在、各種スポーツ競技等を通して、多くの市民や県内外の人々に利用されているので、こういった利用者を想定して整備を進める必要があります。	総合運動公園は、自然環境を生かし、専門空間、多目的、複合的な利用、自然との一体化、出会いと交流の空間、市民健康の森づくりなど5つの空間を定め、緑豊かな自然の中で調和の取れたスポーツコミュニティ公園として整備を図ります。	(1) 総合運動公園の設計及び整備 (2) 各施設の整備 ① パークゴルフ場の建設 ② 総合体育館の建設等 (3) 市民健康の森づくり計画の推進
		

7) 国際交流の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
国際化が進むなか、本市においても国際交流への取り組みを進めていますが、世界に開かれたまちづくりをめざすため、交流団体の組織強化や人材の育成を図る必要があります。	(1) 国際化に対応した、人材育成・団体の育成など、国際交流の基盤を強化し、すそ野の広い交流活動をめざします。 (2) 歴史のある地として、隣接する	(1) 国際化まちづくり推進事業の推進及び国際交流員の招致事業の推進 (2) 環境整備の検討

薩摩藩留学生渡欧の地として羽島の知名度もあり、訪れる人も多くなっていますが、駐車場等の問題が残っています。 また、戦後アメリカ大陸に移住された出身者との交流も継続され、隔年おきに中高生のホームステイも実施しています。 しかしながら、2世・3世の時代に移りつつあることから、交流の方法も検討が必要となっています。 本市は東アジア及び東南アジア諸国とは至近距離にあることから、この地域との友好促進や交流の拡大を図る上で、中国で開催される「中国投資貿易商談会」への出展や参加を企業に呼びかける必要があります。 市来地域では、民間の国際交流団体である「からいも交流」活動も海外からの留学生を受け入れており、受入家庭も串木野地域まで拡大してきています。しかしながら、本市内在住の外国人との交流については、関係家族同士のコミュニケーションはあるものの、行政としての取り組みが不足している感があります。 青年海外協力隊（JICA）の支援については、負担金など含め活動を支援しています。	関係者と協議し、観光面でも整備を図ります。 (3) 国際感覚の豊かな人材を育成します。 (4) 新世代との連携強化を図ります。 (5) 市内企業に呼びかけ、東アジア及び東南アジア諸国との交易を支援します。 (6) 民間の国際交流を支援します。 (7) 外国人にとっても便利で暮らしやすいまちづくりを推進します。 (8) 協力隊員などの募集に協力します。	(3) サリナス市との学生の交流事業の支援 (4) サリナス派遣経験者などとの世代交流を支援 (5) 企業間の経済・技術交流の推進及び参加経費や出展経費の支援 (6) 民間交流団体の支援 (7) 市内在住外国人との連携推進 ① 市内在住の外国人と市民の交流支援 (8) 広報活動の支援
---	---	--



第3章 世界に羽ばたく力強い産業が展開する 『活力ある産業のまちづくり』

第1節 産業経済

1) 農業の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
農業を取り巻く情勢は、農産物輸入の自由化、市場原理の導入及び急速に発展する国際化等に加え、自然環境への配慮を要するなど、生産環境が大きく変貌しつつあるなか、若年労働者の流出に起因する担い手の減少・高齢化等により、農業及び農村の衰退が進行しています。 また、本市は、平地に乏しく傾斜地が多い中山間地域であるため、生産性の向上に制約を受けています。 このような現況を踏まえ各種基盤整備を推進し、機械・施設の共同化を進めるとともに、収益性の高い品目の導入、特産品の開発・ブランド化の確立、規模拡大のための農地の利用集積の促進、多様な担い手の育成、環境保全型農業の推進及び近郊都市住民にも開かれた農村空間の創出など、地域住民の創意工夫を得ながら、村づくり運動と一体となったそれぞれの地域特性を生かした総合的な活性化対策が必要となっています。	地域の特性を生かした生産性の高い品目の規模拡大、施設化及び、特産品の開発・ブランド化の促進を図るとともに、中山間地域の総合的な活性化対策を具体的に進めるほか、農業担い手の育成、協業化・法人化などの生産組織の育成、村づくり運動の推進及び農村景観・環境等に配慮した持続的な農業の推進に加え、都市住民との多面にわたる交流の促進を図るなど新たな農政の展開を進めます。 (1) 創意と意欲に満ちた農業の展開 地域住民の総意と工夫に基づく魅力ある村づくり運動を推進するとともに、生産基盤、生活環境の整備をはじめ、意欲ある担い手づくり、協業化・法人化など集落営農の推進及び美しく潤いのある農村づくり等を積極的に実施します。 (2) 生活環境基盤の整備 地域の立地条件に応じた農地整備を図るほか、新たな居住空間の創出・整備並びに集落道路、用排水及び防災施設の整備を推進するとともに、農村の生活改善を図り、快適で機能的な住環境の整備を進めます。	(1) 創意と意欲に満ちた農業の展開 ① 積極的な村づくり活動の推進 ② 安定した経営体・地域農業の中核としての認定農業者の育成 ③ 将来の農業担い手である新規就農者の育成・支援 ④ 集落営農や生産組織の育成 ⑤ リーダーの育成 ⑥ 農業経営の法人化への誘導 ⑦ 農作業受委託等の組織化促進 ⑧ 農地流動化の推進による中核農家への農地集積 ⑨ 市来農芸高等学校との連携 (2) 生活環境基盤の整備

	(3) 生産基盤の整備 地域の特性に応じた農業の展開を考慮したほ場、用排水施設及び農道等の生産基盤の整備を行うとともに、機械・施設の共同化を推進します。 また、農村と都市の交流促進のための条件整備に努めるとともに、事業実施にあたっては、農村景観、防災及び環境保全等に配慮して進めます。 (4) 自立した農業の確立と流通機構の整備 農作物生産指導体制の強化を図りながら、高付加価値作物の導入を進めるほか、野菜・果樹・花き・黒毛和牛等収益性の高い品目の集団化、規模拡大、特産品の開発・ブランド化を図り、安心・安全・新鮮な農産物の生産を図るとともに、意欲ある農業の担い手や新規就農者を確保するため、関係機関・団体等による総合的な支援体制を確立し、農地の利用集積の促進、農家負担の軽減など経営の安定、経営体質の改善に資する施策を講じるほか、耕作放棄地などへの一般企業の参入を促進します。 また、農畜産物の計画生産体制や安定した出荷体制の整備を図る一方、公設地方卸売市場を活用した新たな生産流通体系を確立するとともに、まぐろ漁船の母港基地化を展望した生産組織の育成を進めます。	(3) 生産基盤の整備促進 ① 機械・施設の共同化の推進 ② 観光農園の設置推進 ③ 農業体験の促進 ④ 農地保全の推進 (4) 自立した農業の確立と流通機構の整備 ① 環境にやさしく、安心して安全な農産物生産の推進 ② 特産品の開発・ブランド化の促進 ③ 新規就農者・定年帰農者への支援・育成 ④ 小規模農家への支援・育成 ⑤ 女性農業者参画の促進 ⑥ 一般企業の農業参画の支援 ⑦ 地産地消の推進と確立 ⑧ 公設地方卸売市場の利用促進
---	---	---

2) 林業の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
森林は、国土の安全、水資源のかん養のほか、保健休養の場としての活用等多くの公益的機能を有しており、その役割はますます重	(1) 生産基盤の整備 林道・作業道等の基盤整備及び高性能林業機械の活用を進めるなど、生産コストの削減を図ります。	(1) 生産基盤の整備 ① 林道・作業道等の整備促進 ② 林業就業環境改善の推進 ③ 治山事業の整備促進

要となっています。 しかしながら、森林を取り巻く状況は、林業従事者の減少・高齢化の進行並びに木材価格の長期低迷や生産コストの上昇等に伴い、林業従事者の生産意欲の減退がみられ、手入りがされてない森林が目立ちはじめていることから、木材生産のみならず、自然環境保持等の森林がもつ多くの機能までも失いつつあります。 このようなことから、林道開設など道路網の整備を図るとともに、高性能林業機械の活用による生産性の向上並びに林業従業者、後継者、担い手の育成や就業環境の改善を図り、山村地域の活性化を促進する必要があります。 また、林業経営の健全化及び安定化を図る必要があります。 さらに、都市住民に対して、森林や林業に対する理解を深める取組みを進めていくとともに、森林の持つ公益的機能、保健休養機能等を高度に発揮させるための整備及び雇用機会の創出をより推進する必要があります。	また、就業環境の改善及び労働力の確保等に努め、木材生産の拡大及び所得の向上を図るとともに、山地災害の復旧及び未然防止に努めます。 (2) 自立した林業の確立 後継者、担い手育成のため、市、農林事務所、森林組合が連携してその確保に努めるとともに、林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営による生産振興を図ります。 (3) 森林資源の保存と活用 森林の優れた景観、多面的機能を生かして、森林公園施設等の整備を推進し、就労の促進、定住化を図るとともに、市民の森林・林業に対する理解を深めるため、木材加工等の活動を推進します。	(2) 自立した林業の確立 ① 後継者、担い手の育成 ② 特用林産物生産の振興 (3) 森林資源の保存と活用 ① 森林資源保全の推進 ② 森林公園施設等の整備 ③ 森林施設等の利用促進 ④ 魚つき林・潮害防備林等保安林の整備保全 
---	---	--

3) 水産業の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市の水産業は、世界の海を漁場とする遠洋まぐろ漁業と本市沖合から甕島周辺を漁場とする沿岸漁業に分けられます。 平成 17 年における本市の漁業生産額は 135 億円で、そのほとんどが遠洋まぐろ漁業による生産額であり、本市水産業の主軸をなしていますが、水揚げは大消費地に近い清水港、焼津港となっています。 また、台湾・韓国等外国漁船の増加に伴う輸入まぐろによる魚価の低迷や資源の枯渇等により、ま	(1) まぐろ漁業 まぐろ漁業を取り巻く諸情勢に業界が一体となって取り組み、緩和策を見いだすとともに、経営安定のためのコスト削減や金融対策を行い、まぐろ漁業の振興を図ります。 また、独航まぐろ漁船や運搬船の出入港を促進し、串木野市漁協冷凍冷蔵庫の保税蔵置場における輸入餌料や外来巻網漁船による餌料の確保に努めるとともに、漁業資材や生活物資等の共同受注体制を図りながら、まぐろ漁業母港基	(1) まぐろ漁業 ① まぐろ漁業母港基地化奨励事業 ② まぐろ漁業資金利子補給事業

ぐろ漁業を取り巻く環境は漁船員の高齢化と後継者不足、また燃油価格高騰など漁業経営にとって厳しい状況にあります。

まぐろ漁業母港基地化については、串木野市漁業協同組合の積極的な取り組みと保税蔵置場の認可により、運搬船や独航まぐろ漁船の出入港の促進が図られ、また平成16年1月には26年ぶりに地元串木野港でマグロの水揚げが実施されるなど、本市産業経済の活性化の一役となりつつあります。

世界の海を漁場として操業している遠洋まぐろ漁業にとって、国際規制の強化は死活問題となっています。今後も各まぐろ生産国や関係国と協議しながら、まぐろの資源管理や保護に努めるよう、関係機関に働きかけていくとともに、魚価低迷の要因となっている輸入まぐろについて、台湾、韓国との協調減船や便宜置籍漁船の廃絶を強く要請していく必要があります。

また、後継者不足を解消するため、外国人船員の教育と日本人幹部船員の育成を図っていく必要があります。

一方、沿岸漁業については、甌島周辺海域の優良な漁場に恵まれ、一本釣り漁業をはじめ、延縄漁業、刺網漁業、籠漁業、定置網漁業、機船船曳網漁業等が行われていますが、漁業就業者のほとんどが高年齢層で日帰り操業であるため、経営は極めて零細です。

沿岸漁業については、魚族資源の回復が大きな課題であり、魚礁設置やイカ柴、ワカメ藻場造成等の漁場造成により、幼稚魚や磯根資源の保護、育成に努め、タイやヒラメ等の種苗放流による栽培漁業を推進し、若年漁業者が就業できる魅力ある沿岸漁業の構築を図る必要があります。

地化を推進します。



(2) 沿岸漁業

魚礁漁場整備事業等による育成礁、保育礁の整備充実を図り、種苗放流の効果を高めるとともに、幼稚魚や磯根資源の保護、育成を行い、栽培漁業を推進し、魅力ある漁場づくりに努めます。また、特産魚種ブランド化の確立を促進します。

さらに、若年漁業者の育成を行い、沿岸漁業の振興を図ります。

(2) 沿岸漁業

- ① 魚礁漁場整備事業（市・県）
- ② タイ・ヒラメ等の種苗放流
- ③ 特産魚種ブランド化の確立

水揚げされた水産物については、つけあげ、かまぼこ等の水産加工品として加工製造されており、本市の特産品となっていることから、流通関係者との連携や地場販売等販路を拡大する必要があります。 本市には第3種串木野漁港、第2種羽島、戸崎漁港、第1種土川、市来漁港の5港があり、現在、漁港長期整備計画により漁港整備が行われています。 さらに、漁港整備については、台風時を含めた船舶安全確保のため、各漁港の機能充実を引き続き図る必要があります。	(3) 水産加工 加工業者と流通業界の連携のもとに販路拡大に努め、新製品の開発やブランド化、施設の近代化、協業化、集団化を促進します。 (4) 漁港の整備 各漁港とも防波堤等の整備を行い港内の静穏度を高め、避難港としての機能向上により、漁業生産稼働日数の増加を図るとともに、漁港用施設用地の整備を促進します。	(3) 水産加工 ① 地域水産物展示販売施設の活用による漁家経営の安定化 (4) 漁港の整備 ① 串木野漁港（県営事業） ア. 沖防波堤の延長 イ. 島平物揚場の新設 ウ. 浮桟橋の設置等 ② 羽島漁港（県営事業） ア. 防波堤の新設 イ. 用地整備等 ③ 戸崎漁港（県営事業） ア. 南防波堤の延長 イ. 浮桟橋の設置 ウ. 用地整備等 ④ 市来漁港（市営事業） ア. 西防波堤の改良 イ. 沖防波堤の新設 ウ. 避難港整備 エ. 用地、道路整備等 ⑤ 土川漁港（市営事業） ア. 防波堤の整備 ⑥ フィッシャリーナ（県営事業） ア. 浮桟橋の設置 1基
--	--	--

まぐろ漁業

(単位：トン、千円)

	総 計			串木野市漁協		島平漁協		市来町漁協	
	数 量	金 額	平均単価	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
平成元年	19,952	27,532,293	1,380	14,489	20,898,187	3,016	3,991,692	2,447	2,645,414
平成5年	21,375	26,560,808	1,243	17,664	21,791,640	2,530	3,684,324	1,181	1,084,844
平成10年	19,555	18,232,972	932	14,989	14,421,657	2,163	2,193,512	2,403	1,617,803
平成15年	17,651	14,633,580	829	14,422	11,875,434	1,429	1,623,928	1,800	1,134,218
平成16年	21,494	16,139,321	751	17,205	12,983,242	2,078	1,751,983	2,211	1,404,096
平成17年	18,640	12,800,602	687	14,990	10,195,269	1,620	1,332,034	2,030	1,273,299

漁協取扱水揚げ高の推移（属地）

(単位：トン、千円)

	総 計		串木野市漁協		島平漁協		羽島漁協		市来町漁協	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
平成元年	23,932	2,830,329	23,006	1,795,012	267	307,857	379	390,847	280	336,613
平成5年	12,361	2,179,952	11,466	1,065,279	314	398,201	382	415,420	199	301,052
平成10年	6,209	1,226,287	5,523	575,819	320	337,932	182	148,070	184	164,466
平成15年	1,169	690,827	734	334,628	174	164,117	124	62,174	137	129,908
平成16年	1,265	914,258	751	375,008	170	148,036	152	140,264	192	250,950
平成17年	1,102	759,249	637	307,059	160	127,566	109	94,810	196	229,814

4) 製造業の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市における製造業等は、畜肉加工のプリマハム鹿児島工場、農畜産物総合食品加工の鹿児島協同食品㈱、地場資源を生かした水産練製品等加工業の食品加工業や焼酎製造業等が中心となっており、その他三井串木野鉦山、造船所があります。 企業の大多数は、中小企業ですが、今後の地域活力を高めるうえで極めて重要な役割を担っており、これらの企業が新たな環境の変化に対応しうるような技術力の向上など、近代的施策の展開や経営基盤の充実を図る必要があります。	製造業等については、地域産業の振興のため労働力の確保、人材育成、近代化などによる企業の体質改善・強化に努めるとともに、運転資金など制度資金の拡充強化を図り、企業の近代化を進めるとともに経営相談・企業診断など経営指導の充実に努めます。 また、情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等の生産性向上に向けた取り組みに対する支援を図るとともに、第一次産業と一体となった販売促進に対する支援を進めます。 さらに、第一次産業との連携を強化していくために、異業種間及び産学官の連携を進めるとともに、高校や大学などとの共同研究の仕組みづくりを図ります。	(1) 地域産業の振興のため労働力の確保、人材育成、近代化などによる企業の体質改善・強化の充実 (2) 高度化資金融資制度の充実 (3) 情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等の生産性向上に向けた取り組みに対する支援 (4) 農林水産業と一体となった物産館における物産展の開催等の販売促進に対する支援 (5) 食関連産業を中心とした産業集積の形成 (6) 新商品の開発、流通販売対策の充実 (7) 異業種間及び産学官の連携の推進 (8) 大学などとの共同研究の仕組みづくり

5) 企業誘致

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市には西薩中核工業団地の他、6つの工業団地があり、現在西薩中核工業団地、外戸団地、冠岳農村工業団地の3箇所が分譲中となっています。 また、西薩中核工業団地においては、市内企業14社・市外企業5社計19社が操業又は営業を開始しており、分譲率は65.48%で、分譲可能面積は、約18haとなっています。 本市では企業誘致を促進するた	企業誘致については、食関連産業などの製造業はもちろん、それ以外の業種にも枠を広げ、対象業種の見直しや優遇措置等について検討を行い、企業が立地しやすい環境整備を図り、新規の企業立地や既存企業の工場増設を進め、県産業支援センター等との連携による新産業の育成を図ります。 また、工業団地やインターチェンジ周辺、地域にある資源等を有効活用し、ホームページ等の広報媒	(1) 地域に根ざした新たな産業の育成及び誘致 (2) 貿易関連企業などの港湾利用型企業の誘致

め、優遇制度を創設し積極的に企業誘致活動を行っていますが、企業の立地は思うように進んでいない状況にあります。 また、企業の大多数は中小企業ですが、今後の地域活性化を高める上で極めて重要な役割を担っており、中小企業が新たな環境の変化に対応しうるような技術力の向上など近代的施策の展開や経営基盤の充実を図る必要があります。 さらに、企業誘致については定住化を図る観点からも積極的に進める必要があります。	体を積極的に活用し、企業誘致に努めます。	
--	-----------------------------	--

6) 商業・サービス業の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市の商業・サービス業は、大半が中小小売企業であり、これらを取り巻く情勢は、急激なモータリゼーションの進展を背景とし、商店街からの大型店の撤退、国道3号沿いへの大型店の立地増加、後継者不足、消費者の需要の多様化など大きな構造変化により、商店街の空き店舗の増加など厳しいものとなっています。 これまで商店街活性化のため天蓋・噴水の建設、車歩道のカラー舗装、ドリームセンターの設置、3号バイパスなどの整備を進めてきました。しかしながら、消費者の需要に即応できるサービスの提供が不十分であり、また、高速交通体系の整備などによる市民の鹿児島市などへの生活行動範囲の拡大により顧客の流出がみられます。 中心商店街を核とした商業地域の吸引力の強化を図るため、消費者の需要に即応する商店街づくりとして、駐車場の整備、共同店舗化への転換、空き店舗の活用、大型店と一体となった活性化策を推進	商業・サービス業については、地域密着型サービスの展開を促進するとともに、観光産業との連携を強化することによる集客力の向上をめざします。 多様化・複雑化する消費者の需要に即応するため、専門店化・商店街の整備・美化推進など魅力ある商店街の形成をめざすとともに、経営安定化のため共同化・協業化を促進します。 また、本市の基幹産業であるまぐろ漁業など農林水産業と連携し、新たな需要を掘り起こす体制づくりを行うとともに、イベント等を実施し入り込み客の増加を図ります。 (1) 商店街の整備 中心市街地の商店街は、共同店舗・駐車場等の整備及び空き店舗の活用を促進し、商業空間の質的向上を図ります。 地域商店街については、近隣の手近な買物場としての機能を充実し、市民の日常生活の利便を図ります。	(1) 商業の振興 ① 商店街の自助努力への支援 ② 魅力ある商店街形成のため、美化の推進、空き店舗活用、共同店舗、共同事業、イベント等の推進 ③ 顧客の利便性を重視した共同駐車場等施設の整備

するとともに、商工会議所・商工会による経営指導体制の充実・強化を図る必要があります。

また、水産業・農林業と連携した活性化策を推進するとともに、市中経済に大きな波及効果を与えるまぐろ漁業の購買力に着目し、これに対応する物資供給体制の整備を図るとともに「食のまち いちき串木野」を市内外に情報発信する必要があります。



(2) 経営の合理化

商店経営の合理化を図るため、共同施設の設置・既存施設の近代化を促進し、組織の強化、共同・協業化を進めるとともに、仕入・商品管理の効率化、経営の合理化を図り、経営管理の適正化に努めます。

また、経営安定のための共同店舗を推進し、消費者の需要に即応するための商店の専門店化の促進及び高齢化社会に対応したサービスの提供を推進します。

さらに、コンピュータの活用による情報・流通ネットワークの推進を図り、総合的な情報流通体制の整備強化及び経営の近代化に努めます。

(3) 組織体制の強化と経済交流

農林業、水産業と連携した需要の掘り起こし体制の確立を図るとともに、指導相談体制の充実を図ります。

また、共同事業、イベント（産業祭等）の推進や異業種間交流、経営講座等による経営意識の向上を図り体質強化に努めます。

さらに、甕島をはじめとした近隣自治体との経済交流を強化し、相互の商圈拡大に努め、広域的なサービス提供の確立をめざします。

(4) 地場産品の販路拡大及び特産品販売所の機能充実

地場産業の各分野における特産品の開発を推進するとともに、市内にある特産品販売所については、関係機関と連携しながらPRに努め、消費者が求め、必要とする新鮮で安全・安価な品物の販売について調査、研究し、販路拡大を図ります。

また、観光や特産品などに関する情報発信、販売促進機能を有し

④ 商工会議所・商工会等を中心に空き店舗の利用やイベントの実施等魅力ある商店街づくりへの支援

⑤ 高齢化社会に対応したサービスの提供を行う体制の確立

⑥ 商業近代化を推進するための助成制度の利用促進

⑦ 情報化投資や経営革新、経営基盤の強化への支援

⑧ 農林業・水産業と連携した新たな需要に対応する体制の確立

⑨ 観光との連携による商店街の活性化

⑩ 特産品の販路拡大

⑪ 地域特産品の複合商品化など新たな商品の開発

	て、総合的な役割を担う組織を設立するとともに、施設の管理運営・企画等を積極的かつ柔軟に対応できるよう企業感覚を取り入れる仕組みづくりを進め、道の駅的機能を有した物産館の建設について各関係機関と協議していきます。 (5) 金融の円滑化 信用保証制度の有効活用、各種制度資金の利用促進を図り、金融の円滑化を進めます。 (6) 交流人口の確保 広域交通体系を活用しながら他地域からの交流人口の確保を図ります。 (7) サービス業の振興 地域密着型サービスの展開を促進します。	(2) サービス業の振興 ① 宅配サービスの導入など地域密着型サービスの展開 ② 地域密着型企业、組合、NPO法人等の育成 ③ まちづくり組織との連携強化
--	--	---

7) 観光の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は吹上浜県立自然公園の北端に位置し、東シナ海に浮かぶ甕列島と広大な吹上砂丘を眺望する奇岩白砂青松など優れた海洋性観光資源と冠岳など自然景観に恵まれています。 また、自生ビロウ樹北限の地である羽島は、日本の黎明を告げた留学生渡欧の地であり歴史・文化などの学術的資源を有しています。 海浜公園としての長崎鼻地区から照島海岸、市来海岸一帯は、豊かな自然を生かした環境整備を進めてきています。 観音ヶ池市民の森は千本桜とツ	(1) 観光については、本市の有する美しい海岸線や固有の歴史・文化などの自然資源、歴史文化資源の観光資源化を積極的に進めます。 (2) 農業や水産業を体験型観光資源として活かし、さらには焼酎製造業や水産加工業などの製造過程も観光資源として活かし、様々な観光の需要に対応できる体制づくりを進めます。	(1) 観光資源の整備等 ① 産業観光の促進 ② 体験観光の促進 ③ 観光物販施設の整備促進 ④ 冠岳周辺の整備推進 ⑤ 観音ヶ池周辺の整備推進 ⑥ 観光資源の発掘推進 (2) 観光振興の体制づくり ① 観光協会運営の支援 ② 観光協会等組織の調査

ツジ、アジサイ等が植栽されており、年間を通して観光客が訪れています。

冠岳一帯は「歴史自然の里づくり」としての、冠嶽園、冠岳花川砂防公園、冠岳展望公園、観光農園、串木野ダム周辺の公園化など年次的に整備を進めてきています。

現在の観光客の形態は薩摩金山蔵、ちかび展示館、薩洲濱田屋伝兵衛、観音ヶ池市民の森、冠岳など通過型の観光であるため、2010年度の九州新幹線全線開通を視野にいたった新しい観光拠点の創出や、国民宿舎、温泉センターなどの受け入れ体制の充実など滞在型の観光開発、また、イベント、祭りなどを活用した参加型及び農林水産業を活用した体験型の観光客誘致を検討していく必要があります。

このため、甕島を含め周辺市町村の観光地を結ぶ観光ルートの開発・整備とともに、九州西海岸観光ルートの結節基地としての機能を果たすまちづくりを進める必要があります。

(3) 本市周辺の観光地とも連携を深め、情報発信など多彩な誘客宣伝活動に努めます。

(3) 情報発信の推進

- ① 観光キャンペーンの推進
- ② 観光プロモーションの推進
- ③ 観光案内板の設置推進
- ④ 「食のまち いちき串木野」のPR



8) コミュニティービジネスの振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市におけるコミュニティービジネスについては、市特産品協会による「さのさの館」の運営、いちき特産品振興会によるいちき特産品販売所「季楽館」の運営、シルバー人材センターなどがあげられ活動しているところです。 これからは、これまでのようにどのまちにもチェーン店、大型店が並ぶような、画一化された地域社会ではなく、地域住民に合ったまちづくりの推進を図り、市民が主体となって特徴のある地域社会の創造をめざす必要があります。	コミュニティービジネスについては、市民生活を支える様々なサービス需要の高まりに対応した、地域に根ざした多種多様な形態の地域密着型ビジネスの育成を図り、市民生活の利便性向上、雇用の場の確保及びNPO法人などの育成に努めます。	(1) 既存の組織に対する継続的な支援 (2) 多種多様な就業形態の創出 ① NPO法人などの育成 ② 学校教育における職業体験などによる就労意識の高揚 ③ パートやアルバイトなど多種多様な就業形態の創出 ④ UIターンフェアの開催 (3) 高齢者・障害者等の就業機会の創出 ① シルバー人材センター登録及び活用の推進 ② 事業者への啓発強化



第4章 利便性が高く美しいまちを創造する 『快適な環境のまちづくり』

第1節 社会基盤

1) 道路・交通網の整備

1) - 1 道 路

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市の道路・交通網は、南九州西回り自動車道と国道3号を軸として、隣接市との一体化を促進する主要地方道の串木野・樋脇線、一般地方道の荒川・川内線、郷戸市来線が幹線道路となって、串木野新港・西薩中核工業団地等の臨海部へのアクセス道路や中心市街地への通過交通の混雑を緩和する環状道路などの都市計画道路、さらには生活道路等の市道が道路網として整備されています。 1. 国 道 国道3号は、バイパス路線も含め実延長 14,592m（串木野地域 9,201m・市来地域 5,391m）、国道270号は、6,244m（市来地域のみ）となっています。市街地については、土地区画整理事業に伴い整備がなされましたが、区域外については、一部に歩道もなく危険な区域があります。さらに、バリアフリーの整備も遅れています。 また、酔之尾交差点付近では、右折車線が設置されていないため、時間帯においては依然交通渋滞が発生しています。 2. 県 道 市内の県道は、主要地方道串木野樋脇線外2路線と一般県道郷戸・市来線外5路線からなる合計9路線 実延長 50,759 mです。	南九州西回り自動車道、国道3号・270号、主要地方道及び一般地方道など広域的な交通網と市内交通網の連携を図り、市街地内への通過交通の進入を低減する幹線道路網の整備を促進します。また併せて、市街地内の補助幹線道路等の整備を行います。 都市計画道路については、市街地内への通過交通の進入を低減する幹線道路網を整備します。併せて、交通結節点となる駅前広場や市街地内の補助幹線道路等の整備を行い、広域的な交通体系と地域交通体系の連携した、利便性が高く市街地環境への負荷の小さい道路網の整備と誰もが安心して利用できる人に優しい都市計画道路の整備を促進します。 市道については、利便性が高く市街地環境への負荷の小さい道路網の整備を推進するとともに、周辺部への配慮や市民の一体感の醸成に向けた交流、円滑な移動の実現をめざし、安全性と効率性を確保するとともに、集落間のネットワーク道路として計画的に整備を図ります。 また、子供や高齢者、身体障害者等の交通弱者の社会参加を保障し、利用しやすい公共機関の整備や、歩きやすくて安全な歩行者空間の形成を進め、誰もが安心して利用できるように、歩道や歩道橋、信号機の整備など人に優しい交通施設の整備等道路機能の充実を図ります。	(1) 幹線道路の整備促進 ① 国道3号及び270号の整備促進 ② 国道3号バイパスの整備促進 ③ 県道（主要地方道・一般県道）の整備促進 ④ 国・県道の橋梁整備促進 ⑤ 串木野新港から串木野インターチェンジまでのアクセス道路の整備 ⑥ 都市計画道路の整備推進 (2) 生活道路の充実 ① 生活道路の改良及び整備促進 ② ネットワーク道路の整備 (3) 人に優しい道路機能の充実 ① 市街地等の道路のユニバーサルデザインの推進

3. 市 道

本市の市道は、平成18年5月現在で834路線（串木野地域677路線・市来地域157路線）で延長327,131m（串木野地域241,327m・市来地域85,804m）です。

市町村合併により地域連携軸の路線整備が急務となっています。

(1) 都市計画道路

本市の都市計画道路は40路線が計画決定されています。しかし、その整備状況としては、総計画延長L＝45,547mに対し、整備済延長が約L＝24,957mで整備率は約54.8%となっています。

土地区画整理事業区域外の早期の整備が望まれるほか、別府大里線については、事業の整備手法と整備時期について検討する必要があります。

さらに、交通渋滞の解消対策として、右折車線の整備を進めます。



【本市における道路の整備状況】

(平成19年3月現在)

区 分	路線数	計画延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)
南九州西回り自動車道	1	12,000	12,000	100.0

(平成18年5月現在)

区 分	路線数	計画延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)
国 道	2	20,836	16,889	81.0
県 道	9	50,759	40,501	79.8
主要地方道	3	30,562	27,106	88.7
一般県道	6	20,197	13,395	66.3
市 道	834	327,131	212,137	64.8
都市計画道路	40	45,547	24,957	54.8

1)－2 鉄道・バス

現況と課題	基本的方向	主要施策
(1) 鉄 道 鉄道においては、平成16年3月に九州新幹線鹿児島ルートが開業	(1) 鉄 道 鉄道については、引き続き鉄道事業者に対して複線化の実現に向	(1) 鉄 道 ① 鹿児島本線（川内駅～木場茶屋駅間、串木野駅～東市来

し、さらに在来線についても、利用者の需要に対応したダイヤ改正をするなどサービスの向上が図られ、通勤・通学等市民の日常生活を支える公共機関となっています。 しかしながら、昭和43年4月に串木野駅～木場茶屋間が複線化されて以来、いまだに川内駅～木場茶屋駅間(5.7km)及び串木野駅～東市来駅(10.9km)が取り残されており、交通の高速化の中であって不便を強いられています。 また、駅は陸の玄関口及び陸上交通の拠点として機能を有するところであることから、駐車場の整備等周辺環境の整備を進めてきたところですが、駅舎へのユニバーサルデザインの導入を求める声も多く、さらに照島地区については、串木野駅と市来駅の間地点に当たるとともに、学校施設や医療施設があることから、駅の新設が望まれています。	けた要望をしていくとともに、通勤・通学の利便性向上のための快速便の導入及び駅舎の改築並びに八房周辺部への新駅設置について要請します。	駅間)の複線化促進 ② 在来線のスピード化・増便等サービス向上の要請 ③ 駅舎へのユニバーサルデザイン導入の要請 ④ 駅周辺の整備(交通結節点としての機能強化) ⑤ 新駅の新設促進
(2) 路線バス 地方路線バスにおいては、通勤、通学、通院、買い物等の地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしていますが、便数、乗り継ぎ等不便さが見受けられます。 (3) 新たなコミュニティ交通システム 少子高齢化社会における生活路線の維持確保に努めるほか、新たなコミュニティ交通システムの検討を進める必要があります。	(2) 路線バス 地域住民の日常生活を支えるため、生活路線の運行維持に努めるとともに、高齢化、過疎化が進む地区住民の交通機関確保のため、市内循環バス路線の整備を図ります。 (3) 新たなコミュニティ交通システム 市域内の様々な車両を乗り合いで利用することにより、安価な運営費で、かつ、利用者が自由に、負担の少ない、安心して使える新しい交通手段を研究し、構築していきます。	(2) 路線バス ① 地方バス生活路線の運行維持 ② 市内循環バス路線の整備 (3) 新たなコミュニティ交通システム(デマンド交通システム^(注1)) ① 乗合いタクシー ② 市公用車の活用



(注1) デマンド交通システム…利用者それぞれの希望時間帯、乗降場所などの要望(デマンド)に応える、新たな公共交通サービス。

2) 港湾機能の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
串木野新港は、甑島への玄関口であり、甑島島民の足として、生活物資の積出港として重要な港です。また、東アジア及び東南アジア諸国に至近距離にあり、極めて優れた交易拠点としての条件を持ちながら、港湾施設が未だ十分とはいえません。 串木野新港が九州西海岸の物流拠点基地となるには、内貿・外貿にも対応できる機能の整備、充実を図るとともに、港湾機能を補完するアクセス道路等の周辺整備のほか、貿易関連企業の育成・誘致などの産業活性化を図り、港湾の利用を促進する必要があります。	串木野新港は、東アジア及び東南アジア諸国に対して極めて優れた交流拠点としての条件を備えているので、港湾施設の整備を図り、この地域を核として沿岸貿易・産業地域となるようなネットワークづくりを推進し、港湾利用の促進に努めます。また、外航船が直接入港できるよう関税法に基づく開港指定をめざします。 今後さらにウォーターフロント^(注1)の開発等により、親水機能も併せて整備し、南九州西海岸における海上交通拠点としての充実を図ります。	(1) 甑島航路の充実及び内貿の促進 (2) 串木野港の開港指定の実現 (3) 貿易関連企業の育成・誘致及び港湾利用型企業の誘致 (4) 港湾施設の整備 (5) 係留施設及び外郭施設の整備 (6) レクリエーション施設の整備

3) 海岸・河川の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策								
本市は西側を海に面し、市街地内を五反田川、八房川、大里川等の河川が貫流しています。 これら海岸、河川等については、高潮、土石流、河川の氾濫等の災害から安全な市民生活を保障する防災性の向上が基本であり、今後も災害発生危険箇所の解消に努める必要があります。 本市の海岸は吹上浜県立自然公園に属しており、白砂青松の美しい景観を有し、重要な自然環境資源として市民に認知されていますが、近年、海岸線の侵食が進んでいることから、海岸に生息する生態系の確保と維持に配慮しつつ海岸環境の整備をする必要があります。 また、河川については、市民の飲料水や農業用水等に利用すると	海岸や河川等については、高潮災害、河川の氾濫、土石流災害等から人命と財産を守るための整備を進めるとともに、自然に親しみ憩える快適な水辺空間の構築を図り、また、工業用水や農業用水などの安定確保のため、溜池・堰・用水路等の整備を進めます。 また、産卵に訪れるウミガメの保護、海岸や河川に生息するシオマネキ、ホタル、淡水魚等などの生態系の確保と維持に配慮しながら、海岸・河川環境の整備を進めます。 <table><tr><td>2級河川</td><td>9</td></tr><tr><td>準用河川</td><td>1</td></tr><tr><td>普通河川</td><td>65</td></tr><tr><td>計</td><td>75</td></tr></table>	2級河川	9	準用河川	1	普通河川	65	計	75	(1) 海岸環境の整備促進(白浜地区・沖之浜地区) (2) 災害に強い海岸の保全 (3) 保安林の機能維持と活用 (4) 準用河川（オコン川）改修の推進 (5) 河川護岸の整備促進 (6) 河川改修事業の促進 (7) 河川水質の保全 (8) 親水性の高い河川空間の形成 (9) 農業用水・工業用水の確保 (10) 火山砂防事業の整備促進
2級河川	9									
準用河川	1									
普通河川	65									
計	75									

(注1) ウォーターフロント…港湾部。海岸通りの土地。

ともに、都市生活に潤いをもたらす身近な自然環境資源であります。そのため、水質の保全に努めるとともに農業用水等の確保を図り、自然に親しみ、憩いの場となる水辺空間を構築していく必要があります。		
--	--	--

4) 公園・緑地の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
市街地の公園・緑地は、市民のレクリエーションと憩い・ふれあいの場で、豊かなコミュニティの形成のため重要な役割を果たしています。 中でも、都市公園は、31箇所あり、面積は28.7haで、都市計画区域内の市民1人当たりの公園面積は9.5㎡/人となっています。 近年における市民生活の向上、余暇時間の増加、災害発生時の避難場所等として、公園の利用はますます増大するものと予測されます。 特に、少子高齢化を背景にした市民の需要の変化や地域コミュニティ形成の観点等から地域に密着した公園の整備拡充の要望が強くなってきており、地域の実情にあわせた都市公園等を計画的に配置・整備するとともに、これまで整備した既存公園についても、今日の市民の需要に対応した施設整備等を計画的に行い、利用拡大を図る必要があります。	(1) 地域特性を活かした公園・緑地の整備 本市の特性である美しい海浜や河川への親水公園、緑豊かな山林への散策路や自然に親しめる施設等、本市の特性である自然資源と都市生活の接点となるような公園整備を進め、市民生活をより豊かなものとするとともに、交流人口の増加を図ります。 (2) 身近な公園の整備 公園密度が低い地区に重点的に街区公園等を整備するとともに、既存公園については、施設内容や維持・管理方法を利用者である地域住民を交えて検討し、魅力向上に努めます。	(1) 海洋性レクリエーションの場としての吹上浜県立自然公園の整備促進 (2) 公園・広場の整備及び適正な維持管理 (3) 花や緑の植栽など美しい快適な街並みの整備 (4) 利便性向上のための駐車場の整備 (5) 河川部における親水公園の整備 (6) 子育てや高齢者の交流の場となるコミュニティ公園の整備 (7) 市民自らが管理する体制づくり



都市公園	市口公園	光神免公園	駅下公園	大原公園	御倉山公園
	勘場公園	讃岐公園	中央公園	長崎鼻公園	照島東公園
	郷之原第1公園	郷之原第2公園	郷之原第3公園	浜中公園	塩田第1公園
	塩田第2公園	塩田第3公園	塩田第4公園	木原墓園	上馬籠公園
	八久保公園	西薩公園	中道公園	湊中央公園	新田跡公園
	永野原公園	出ル葉公園	中段公園	総合運動公園	白佐工門ヶ丘公園
	住吉公園	計31公園			

5) 住宅の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
(1) 公営住宅 公営住宅は、市営住宅で 27 団地、管理戸数 512 戸、県営住宅で 5 団地 319 戸を有しており、さらにウッドタウン串木野住宅団地に市営住宅の建設を進めています。 しかしながら、現存の市営住宅には、狭小で老朽化し、現在の生活水準に適合する設備及びバリアフリー等が未整備の住宅が存在します。また、耐震強度を充たしていない住宅もあり、その改修と老朽化住宅の建替え、未利用市有地の活用が急務となっています。 (2) 一般住宅（公営住宅以外） 依然としてがけ地の崩壊等により災害を受ける恐れが予想される危険な住宅も存在していることから、これらの住宅の移転を促進し、市民の安全確保を図る必要があります。 分譲住宅団地として、ウッドタウン串木野団地、羽島矢倉団地、市来小城団地を有し、さらに芹ヶ野地区、羽島松尾地区に新たな住宅団地の造成を計画しています。	(1) 公営住宅の建築にあたっては、民間活力を活用し、住宅の供給等協働でつくるまちづくりに努めます。 (2) 未利用市有地や老朽化した公営住宅について、新築・建替・改修または処分を含め、今後の方向性を検討します。 (3) 公営住宅の住民が安心して暮らせるよう住宅の耐震化等に努めます。 (4) 危険地等に存在する住宅について、移転等の対策を講じます。 (5) 定住促進対策を推進します。 (6) 少子高齢化社会に向け、健常者はもちろん障害者、高齢者及び幼児など、誰もが住みやすい環境の創出を行うユニバーサルデザインに配慮した高福祉住宅を促進するとともに、既存の建物についても、バリアフリー化を促進します。 (7) 土地区画整理事業の推進や住宅団地の開発を適切に誘導するとともに、宅地造成等に対する適切な指導を行い安全で快適な優良宅地の確保を図ります。	(1) 市民の知恵・活力の育成 市民の活力を活かしたまちづくりの推進（PFI方式、リース方式、民間住宅の借上げ方式） (2) 公営住宅全体の今後の方向性についての基本計画作成 (3) 公営住宅の耐震補強及び火災警報器の整備 (4) 危険地域住宅対策の推進 ① がけ地近接等危険住宅移転事業 ② 常時浸水危険住宅移転等事業 (5) 定住促進の受け皿として分譲地の整備及び早期売却の推進 (6) 公共空間の先導的なバリアフリー化や居宅介護住宅改修等の福祉施策の推進 (7) 良好な住宅地の形成への誘導



【本市における公営住宅・分譲団地の整備状況】

(平成18年度末現在)

公営住宅	住 宅 名	棟数	戸数	住 宅 名	棟数	戸数
市営住宅	塩屋堀住宅	4	13	新田住宅	2	11
	新生町住宅	5	5	佐保井住宅	6	27
	郷野原住宅	12	37	珍ノ山住宅	1	5
	土川住宅	3	4	中組住宅	5	22
	袴田住宅	8	13	松下住宅	4	6
	照島住宅	2	5	芹ヶ野住宅	7	14
	羽島住宅	1	5	金山住宅	2	4
	大六野住宅	1	4	ひばりが丘団地	7	80
	冠岳住宅	1	2	文京町団地	5	52
	旭住宅	1	5	日ノ出住宅	5	98
	胡麻堀住宅	2	4	ウッドタウン串木野団地	16	32
	松尾住宅	1	4	荒川住宅	4	8
	森木住宅	4	15	平佐原住宅	2	18
	浜西住宅	1	15	計	112	508
市営住宅（特定公共賃貸住宅）				ウッドタウン串木野団地	1	2
県営住宅	塩田団地	5	111	市来団地	5	48
	ひばりが丘団地	5	58	ウッドタウン串木野団地	27	54
	橋ノ口団地	3	48	計	45	319
分譲団地	分譲団地名	区画数	分譲済	分譲団地名	区画数	分譲済
	ウッドタウン串木野団地	50	11	市来小城団地	50	15
	羽島矢倉団地	14	7	芹ヶ野団地	6	0
				計	120	33

6) 市街地の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
区画整理事業は、戦前の第一地区（島平）を始めとして、あわせて9地区の施工が完了している。その合計面積は約273haで、用途地域面積（721ha）の約38%に相当します。 中心市街地の大部分は、これらの区画整理事業によって整然とした区画道路となっています。 現在施工中の麓地区の施工区域面積は44haで事業完了年度は平成24年度を予定しています。	用途地域内の中心地以外は、道路、公園の基盤施設整備が遅れているので、整備促進地区として位置付け、土地区画整理事業等の面整備手法による基盤施設整備を「整備促進地区」と定めて促進します。 「整備促進地区」 ○野平地区 ○市来駅前地区	

次期施行区域としては、西薩中核工業団地に隣接する野平地区と市来駅前地区については、都市計画決定道路が未整備で道路の幅員が狭く歩道も整備されていないため早期着工が望まれています。	(1) 快適機能的な都市機能の充実のため都市開発を進めます。 (2) 公園、駐車場対策を行います。 (3) 都市計画法に基づいて、住環境の保護を目的とする用途地域の変更を行います。 (4) 市街地の周辺部においては、土地利用計画及び地域の実態に即応した都市計画事業を行います。 (5) 開発許可制度に基づく宅地造成事業については、有効適切な指導・規制・誘導を行い、計画的な市街地形成を図ります。	(1) 用途地域の見直し (2) 土地区画整理事業、公園・駐車場対策による市街地再開発 (3) 串木野駅・市来駅周辺の再開発を進め、都市機能の充実と環境整備 (4) 都市計画道路の整備を促進し、臨海部と南九州西回り自動車道・国道3号間の交通の市街地通過を緩和するための環状道路の整備
---	--	---

7) 都市景観の形成

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は、薩摩半島北西部、日本三大砂丘のひとつである吹上浜北端に位置し、白砂青松の美しい海岸線を有し温暖な気候となっています。近代日本の黎明をつげた薩摩藩留学生渡欧の地、いにしえからの徐福伝説が息づく歴史文化、観音ヶ池市民の森、冠岳などの自然景勝地と七夕踊などのさまざまな郷土芸能、また串木野浜競馬大会、さのさ祭などのイベントや焼酎、さつまあげ、まぐろラーメン等の地元特産品のある豊かな風土と歴史や文化を感じさせる多種多様な景観資源が数多くあります。 しかしながら近年の、目立つことだけを主眼とした屋外広告物などにより、街は美しい景観を失いつつあります。 景観は、市民すべての共有の財産であり、これらをさらに魅力的に磨き上げていくために、市民、事業者、行政のそれぞれが、より良いまちに育てていこうという姿勢を持つとともに、市民が都市景観形成に積極的に参加することが望ま	(1) 各地域の景観特性や景観要因を保全・再生・活用し、市民が親しめる景観の形成を図ります。 また、地域の拠点となる駅周辺、商店街、住宅地などにおける整備では、新たなまちの顔となる景観の創造に努めます。 さらに、街路、公園、公共の建物などの公共空間の整備では、周辺環境や夜間の景観に配慮して地域性豊かで魅力的な空間形成を創出します。 (2) 歴史的景観資源の保全・再生・活用等を進めます。 (3) 公園・道路の花や樹木を充実させ、緑豊かで、四季を通じて花木の香りに満ちているまちづくりを進めます。また、市街地周辺部においては、田園や山林などの緑豊かで良好な自然環境や美しい景観の維持・保全に努めます。 さらに、海岸線からの視点を考慮して防波堤等の景観に配慮した整備に努めます。	(1) 地域特性を生かした創造性豊かな景観形成 (2) 歴史的街並み景観の保全、再生、活用 (3) 自然環境との共生空間の形成

れています。	(4) 違反広告物の簡易除却を市民とともに行うなど、積極的に市民の参加を図りながら景観形成を推進します。	(4) 市民とともにつくる景観づくり
--------	--	--------------------

8) 情報通信基盤の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
情報通信技術の飛躍的な進歩により、社会のあらゆる分野でデジタル化、ネットワーク化等の情報化が進み、日常生活でも広くインターネットが普及するなどIT（情報通信技術）を活用する機会が増えています。 また、これに伴い、通信事業者等による大容量、高速情報サービスの提供が可能な高度情報通信網の整備が進んでいます。 本市においても、これら情報通信技術の進展に対応できる情報基盤の整備と地域情報化施策への取り組みが必要となっています。 このため、地域公共ネットワークの充実による行政と市民との双方向通信が可能な地域情報ネットワークの整備推進や情報通信技術を活用した行政情報提供など様々な分野での情報化を積極的に推進し、市民サービスの向上や地域の活性化に取り組むとともに、地域の情報格差が生じないよう情報基盤整備を進めていく必要があります。 また、情報化に対応した推進体制づくりと市民への学習機会の拡充等により利用拡大を図る必要があります。	(1) 情報通信基盤 市民が情報通信技術に接する機会の拡充や情報通信技術を活用した質の高い公共サービスや行政情報の提供を容易に受けることを可能にするとともに、国・県の情報化施策を活用した高度情報通信網の整備など地域の情報通信基盤の整備を検討し、市民生活に即した地域情報化を推進します。 (2) 行政情報化については、電子申請の充実等電子自治体の構築を進め、各種申請や公共施設予約、図書館利用などの電子化とともに、主な公共施設のネットワーク化による情報拠点施設の整備推進に努めます。 (3) 教育・福祉等の市民サービスの向上、行政の効率化、情報格差の是正等の観点から、総合的に地域の情報化を推進するための「情報化計画」を策定するとともに、情報化推進体制等の整備を図ります。	(1) 情報通信基盤 ① 基幹的な高速情報通信基盤の整備促進 ② 地域情報通信基盤の整備 ③ 防災行政無線の整備推進 ④ 情報化計画の策定・推進 (2) 行政情報化 ① 行政情報の電子化の推進・充実 ② 電子申請システムの運用・充実 ③ 地域公共ネットワークの充実 (3) 地域情報化 ① 総合行政情報システムの充実 ② 地域情報ネットワーク及び地域情報拠点施設の研究・構築 ③ 情報通信技術を活用するための学習機会の拡充

第2編 ゾーン別振興方向

第1章 都市形成ゾーン

- ・ 商店街地域を中心に、周辺部への駐車場の整備や緑化の推進を図ることによって、楽しみながら歩ける環境づくりを進めるとともに、市民や観光客などに対して、わかりやすい誘導サインを導入することなどにより、市の顔にふさわしい、快適で美しい市街地の形成に努めます。
- ・ 串木野駅及び市来駅周辺の整備を進めるとともに、それと連動した形で市街地の活性化を図ります。
- ・ ウッドタウン串木野団地や市来小城団地などへの定住人口の増加を図りつつ、土地区画整理や下水道・合併処理浄化槽の整備等を進め、緑化の推進など景観にも配慮した住み良いまちづくりを進めます。
- ・ 市内各地区との道路・交通網の充実を図るとともに、商業・サービス、医療、教育、スポーツ拠点などの都市機能を充実し、市民の交流拠点としての機能の充実に努めます。

第2章 農と住の調和ゾーン

- ・ 住環境と調和した農用地の利活用に努め、環境や安全面に配慮しながら、儲かる農業の振興を図ります。
- ・ スローライフやスローフードなどへの多様な需要に対応する農地付き住宅の整備や農村部の空き家対策を進めることにより、周辺部への定住化をめざすとともに、気軽に農に親しめる環境の整備を図ります。
- ・ 農業と観光の連携を強化し、観光農園などの設置促進を図ることによる都市部住民を対象とした都市農村交流を推進します。

第3章 癒しの森ゾーン

- ・ 冠岳、観音ヶ池周辺、市来貝塚、徐福伝説、各地の伝統芸能などを活かし、本市の歴史・文化を実感できる観光資源ネットワークの形成を図るとともに、農林業も組み合わせた観光振興や環境学習拠点としての整備に努めます。
- ・ 串木野ダムや市来ダム周辺などを親水機能としても活用し、市民や来訪者に対する「癒し」の空間としての整備に努めます。
- ・ 林業振興のため、適切な森林施業に努めるとともに、水産業や下流域の生活環境にとっても重要な山林保全に努め、後継者対策など地域産業の振興や市民生活の充実のための施策を総合的に講じます。

第4章 海洋活力ゾーン

- ・ 漁港や漁場の整備を進めるとともに、串木野漁港についてはまぐろ漁業母港基地化を推進します。
- ・ 串木野新港については、生活航路の充実に努め、開港をめざし物流拠点基地として機能向上に向けた取り組みを進め、また、西薩中核工業団地等への企業誘致を推進し、産業活性化や雇用拡大に努めます。
- ・ 吹上浜や美しい海岸線、海産物等の海洋資源、温泉等を活かした観光のまちづくりを推進するとともに、スポーツキャンプや大会の誘致などを進めることによって、うるおいのある市民生活の実現や交流人口の拡大を図ります。

第3編 新市創生プログラム

第1章 地域ブランド形成プログラム

1. 地域ブランド形成戦略の策定

- ・ 地域ブランド形成戦略指針の策定
- ・ 地域ブランド形成支援ガイドの作成

2. 地域ブランド・マネジメント体制の構築

- ・ 民間が主体となった地域ブランド・マネジメント組織の設置
- ・ 行政における地域ブランドの支援
- ・ 商標の登録及び商標の管理
- ・ 認証制度の導入など品質管理体制の充実

3. 地域ブランドの改善・向上

- ・ 市来農芸高校などとの連携強化による新たな農産物、農産加工品等の開発
- ・ 海洋深層水の活用など新商品開発への支援

第2章 食関連産業活性化プログラム

1. 地域ブランド形成の中核となる食関連産業の振興

- ・ 第一次産品、食関連の製造業における地域ブランドを意識した生産活動の促進
- ・ 地産地消の推進による市民の地域理解の醸成と消費拡大
- ・ まぐろや焼酎などを中心とした地域商品の販売促進活動の強化
- ・ 認証制度の導入による品質管理体制の強化

2. 観光資源及び街並みの整備

- ・ 本市の歴史や文化の観光資源化
- ・ 市街地などにおける地域ブランドを実感できる環境づくり
- ・ まぐろラーメン、焼酎を中心とした観光集客事業の実施支援
- ・ フィッシャリーナなど海・海岸線を活用した海洋性レクリエーションの形成

3. 港湾機能の強化

- ・ 沿岸貿易・産業地域となるようなネットワークづくり
- ・ 港湾施設のさらなる整備促進



第3章 快適で美しい「生活・活動・交流空間」形成プログラム

1. 美しく利便性の高い市街地の形成

- ・ 土地区画整理事業の推進による良好な居住環境の整備
- ・ ユニバーサルデザインによる歩道の整備
- ・ 花や緑空間の拡大など歩いて楽しい市街地の整備
- ・ 都市公園の整備
- ・ 花や緑の植栽等の整備

2. 交通結節機能の強化

- ・ 国道3号バイパスなどの整備による交通渋滞の緩和など
- ・ 港湾機能の充実
- ・ 市街地周辺部への駐車場の整備
- ・ 地域循環バスの利便性向上
- ・ 新駅の設置検討

3. 河川の整備

- ・ 河川の総合的な活用
- ・ 自然体験や環境学習の場となる河川空間の整備



第4章 「教育のまち」形成プログラム

1. 文化的な活動の推進

- ・ 地区拠点の活用による身近な文化環境の整備
- ・ 中央公民館等における学習・文化機能の向上
- ・ 多様な伝統芸能の保存継承活動の促進
- ・ 姉妹都市・友好都市との交流促進
- ・ 東アジア及び東南アジア地域等との連携強化

2. 生涯学習の推進

- ・ 国際化や情報化など時代に対応した生涯学習メニューの導入
- ・ 生涯学習ボランティア登録制度による学習成果の地域還元
- ・ 学習グループに対する出前講座の実施
- ・ 生涯学習や文化拠点施設の設備等の充実
- ・ 各種生涯学習施設のネットワーク化の推進
- ・ 青少年の健全育成の推進

3. 高等学校との連携強化

- ・ 市来農芸高校との連携強化による新たな農産物・農産加工品などの開発
- ・ 幼稚園、小中学校と高等学校との連携強化
- ・ 生物工学分野の充実促進
- ・ 中国語学科等の設置要請

4. スポーツ活動の推進

- ・ 総合運動公園の整備及び利用促進
- ・ 競技スポーツの振興
- ・ 総合型地域スポーツクラブなど活動組織の育成
- ・ スポーツに関連する人材の育成・確保
- ・ スポーツイベントの開催・誘致

5. 安全なまちづくりの推進

- ・ 地域防犯体制などの充実
- ・ 通学路等への街路灯の設置

